

資料編

	1 計画策定の方針・体制・経緯	244
	2 小山市総合計画策定市民会議の経緯と提案	250
	3 各部門の個別関連計画	268
	4 用語解説	270

1-1 小山市総合計画策定基本方針

1 策定の意義・目的

現代社会は少子高齢・人口減少、高度情報化、国際化等が急速に進行し、産業・就業構造の変化や地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化しています。

また、地方（行政）を取り巻く経済・社会情勢の変化とともに、東日本大震災後の安全・安心への意識の高まり、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした状況を踏まえ、令和12（2030）年を展望し、本市の進むべき方向とその実現に必要な施策展開の基本姿勢を明らかにした「第2次小山市長期ビジョン」を市政運営の基本とし、新しい観点に立った総合計画を策定します。

策定にあたっては、行財政の適正な経営とまちづくり、市民生活の向上を図るため、令和7（2025）年度を目標とし、総合的視野に立った「小山市総合計画」として、市民参加のもと、市の将来のあるべき姿を描き、その具体的実現手段と順序を明らかにしてまいります。

2 計画策定の基本的な考え方

（1）未来の小山を創る視点からの先導的な計画づくり

計画策定にあたっては、「第2次小山市長期ビジョン」、「第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等とともに、「Society5.0」、「国土強靱化」、「新しい生活様式の定着」等の新たな視点を踏まえながら、「SDGs（持続可能な開発目標）」との一体化を目指した計画とします。

（2）市民と行政による協働のまちづくりの推進

計画立案段階から様々な市民と行政による協働のまちづくりの推進に資する市民参画型の計画づくりを行います。

（3）総合的で戦略的な計画づくり

市の基本政策や枠組みを構築し、その実現に向けた道筋を明らかにした、総合的で戦略的な計画づくりを行います。

（4）具体的で実効性のある計画づくり

具体的な施策事業の創出や目標設定など、効果的で実効性のある計画づくりを行います。

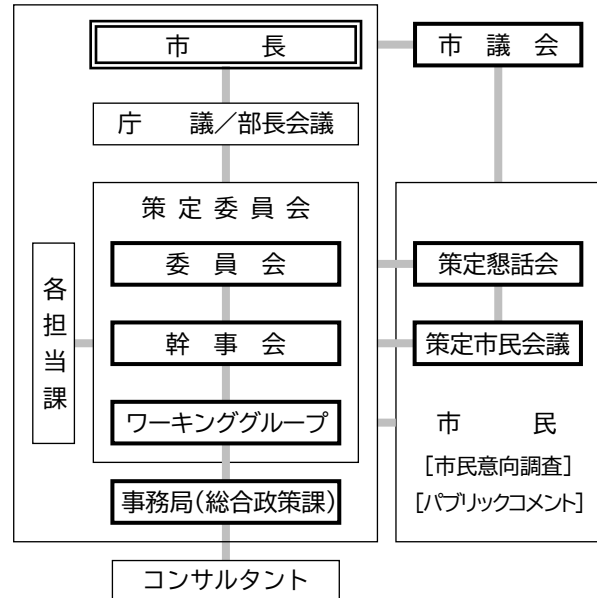
（5）行政運営の視点からの計画づくり

行政運営の視点から、的確かつ効果的・効率的な施策事業の構成を行い、かつ行政評価等と連携する仕組みを踏まえた計画づくりを行います。

3 庁内推進体制

総合計画策定に向けた全庁的な体制として、策定委員会等の組織を設置します。

■ 策定体制図



4 市民の意見の反映

策定にあたっては市議会と連携を図り、かつ、市民参加（特に若者）の計画づくりをします。

（1）策定懇話会の意見・要望

（2）策定市民会議の提言・意見

（3）市民意向調査の実施

（4）市政に関する意見（市政懇談会等）

（5）その他計画に反映させることが望ましい事項

1-2 小山市総合計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 小山市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に資するため、小山市総合計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について懇談し、提言するものとする。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市内に居住又は勤務する各界各層の有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る総合計画が策定されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(会長の職務等)

第6条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会は、特に必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

■ 小山市総合計画策定懇話会委員名簿

	委員名	所 属
	安藤 良子	小山市議会議員
	石島 政己	小山市議会議員
	石橋 須見江	社会福祉法人パステル常務理事
	太田 敏幸	㈱あしぎん総合研究所取締役本部長
	大豆生田 民江 山本 ヤス子	小山市私立保育園協議会会長 〃 (前任)
○	大森 武男	小山商工会議所会頭
	尾立 弘史	小山市都市計画審議会会長
	柿崎 全良	小山市自治会連合会会長
	佐伯 一之	(公財)小山市体育協会会長
	篠田 早苗	小山市民生委員児童委員協議会 副会長
	諏訪 ちひろ	(一社)小山市観光協会理事
	滝澤 寿子	小山市消防団女性消防部部長

	委員名	所 属
	竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会会長理事
	塚田 錦治	(一社)小山地区医師会会長
	福田 浩一郎	小山農業協同組合代表理事組合長
◎	藤井 健	白鷗大学経営学部学部長
	甫坂 裕子	コミュニティFMおーラジ パーソナリティ
	松本 勝彦 樋山 則男	小山公共職業安定所所長 〃 (前任)
	宮内 保	小山市工業会会長
	森口 以久子	小山市男女共同参画*推進協議会理事
	山中 哲	小山市農業委員会会長
	山野井 登喜江	小山市女性農業士代表
	結城 史隆	白鷗大学教育学部教授

※◎印：会長 ○印：副会長

1-3 小山市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市のまちづくりの指標となる小山市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、小山市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。
- 3 委員長には副市長、副委員長には教育長及び総合政策部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市総合計画策定委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には総合政策部長、副会長には総合政策部総合政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 6 幹事会は、その会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会の活動を補助するため、小山市総合計画策定委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

- 2 ワーキンググループは、総合政策部総合政策課長の職にある者をリーダーとして、別表第3に掲げる部局等の長の推薦を受けた当該部局等に所属する職員の中から総合政策部総合政策課長が指名する者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 ワーキンググループは、その会議、活動等の経過、結果等を幹事会に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員会は、その会議、活動等の経過、結果等を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

副市長 教育長 総合政策部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業観光部長 建設水道部長 都市整備部長 消防長 教育部長 議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 秘書広報局長 小山広域保健衛生組合事務局 社会福祉協議会事務局

別表第2(第5条関係)

総合政策部長 総合政策部総合政策課長・財政改革課長 総務部行政経営課長 市民生活部市民生活安心課長 保健福祉部福祉課長 産業観光部農政課長 建設水道部治水対策課長 都市整備部都市計画課長 消防本部総務課長 教育委員会事務局教育総務課長 議会事務局議事課長 秘書広報局秘書広報課長 総合政策部総合政策課企画政策(地方創生推進)係長・人と企業を呼び込む政策調整係長

別表第3(第6条関係)

市長部局(消防並びに水道及び下水道を含む。) 教育委員会事務局及び教育機関 議会事務局 監査委員事務局 公平委員会 選挙管理委員会 農業委員会事務局 小山広域保健衛生組合事務局 社会福祉協議会事務局

1-4 小山市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 小山市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、幅広い市民の意向を反映させるため、小山市総合計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議し、提言するものとする。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、公募に応じ又は推薦を受けた市内に居住又は勤務する成年であって、市政に深い関心と熱意を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る総合計画が策定されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長1人及び副座長若干人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 市民会議は、特に必要があると認めるときは、市民会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 市民会議の活動を補佐するため、小山市総合計画策定市民会議分科会(以下「分科会」という。)を置くことができる。

2 分科会について必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1-5 小山市総合計画策定市民会議委員名簿

◎：グループリーダー、○：サブリーダー [敬称略、五十音順]

グループ名	市民会議委員	
Aグループ 	荒川 留美 石田 陽子 大内 晃子 椎名 三男 ◎ 芝崎 隼人 須山 優菜	中久喜 充 橋本 良一 安野 菜都美 渡邊 大輔 ○ 渡辺 裕美 渡辺 美和子
Bグループ 	○ 及川 純子 大出 敦 大森 康子 ◎ 奥中 栄二 加藤 修平 白石 菜帆	高梨 麻紀 土手内 広美 人見 美香 福嶋 久夫 古旗 凌佳 山中 さくら
Cグループ グローバルおやま ～魅力あるつながり～	相川 賀美 相澤 涼 ○ 飯田 裕子 市村 明広 伊藤 千尋 上野 明宏	諏訪 裕信 中村 加奈子 ◎ 生井 祐一 福崎 義道 益子 美咲 米倉 章恵
Dグループ 『おやまで暮らし隊』	安達 拓野 荒川 晴香 ◎ 川田 瞬 重田 晃規 瀬野 孝男 高橋 玲子	○ 竹園 香 野中 幸恵 土屋 明子 福田 登志夫 八木 利典 和久 菜々

1-6 小山市総合計画策定の経緯

年	月 日	事 項
令和元(2019)年	7月31日	第1回小山市総合計画策定幹事会
	8月5日	第1回小山市総合計画策定委員会
	8月～10月	各課予備ヒアリングの実施
	8月31日	第1回小山市総合計画策定市民会議
	9月2日	第1回小山市総合計画策定ワーキンググループ会議
	9月13日～9月27日	小山市民意向調査の実施〔対象：18歳以上の市民、4,000人〕
	9月18日	第1回小山市総合計画策定懇話会
	10月5日	第2回小山市総合計画策定市民会議
	11月9日	第3回小山市総合計画策定市民会議
	12月21日	第4回小山市総合計画策定市民会議
	12月23日	第2回小山市総合計画策定ワーキンググループ会議
	12月27日	第2回小山市総合計画策定委員会・幹事会
令和2(2020)年	1月20日	第2回小山市総合計画策定懇話会
	1月25日	第5回小山市総合計画策定市民会議
	2月3日	第3回小山市総合計画策定ワーキンググループ会議
	2月5日	第3回小山市総合計画策定委員会・幹事会
	2月21日	議員説明会：小山市総合計画基本構想（素案）の概略について
	5月	基本計画立案に向けた各課調書の作成
	6月13日	第6回小山市総合計画策定市民会議
	6月	市民会議提案書の提出
	6月22日～6月25日	各課ヒアリングの実施
	7月7日	第3回小山市総合計画策定懇話会
	7月31日	第4回小山市総合計画策定ワーキンググループ会議（書面開催）
	8月24日	第4回小山市総合計画策定委員会・幹事会
	9月4日	第4回小山市総合計画策定懇話会
	10月1日	第5回小山市総合計画策定懇話会
	10月6日	第5回小山市総合計画策定委員会・幹事会
	10月22日	庁議：小山市総合計画基本構想・基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について 庁議決定
	11月4日	議員説明会：小山市総合計画基本構想・基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について
	11月5日～11月25日	パブリックコメントの実施：小山市総合計画基本構想・基本計画（素案）について
	11月5日～1月29日	市民公募：小山市総合計画の表紙イラストの募集について
令和3(2021)年	1月6日	庁議：小山市総合計画基本構想・基本計画及び国土強靱化地域計画（原案）について 庁議決定
	1月22日	議員説明会：小山市総合計画基本構想・基本計画及び国土強靱化地域計画（原案）について
	2月16日	市議会：小山市総合計画基本構想・基本計画 上程
	3月16日	市議会：小山市総合計画基本構想・基本計画 議決

2-1 小山市総合計画策定市民会議の経緯

1
前提

第1回 市民会議 [令和元（2019）年8月31日]

- 小山市総合計画策定／策定市民会議の実施方針について
- 自己紹介コメントシート作成【市民会議メンバーリストづくり】

- ・ 小山市総合計画の策定や市民会議の進め方などを確認した後、最初のワークショップとして「メンバーリストづくり」を行いました。

2
広場

第2回 市民会議 [令和元（2019）年10月5日]

- 小山市の概況と特性等（小山のすがた）について
- グループメンバー自己紹介
- 検討の手がかりカード作成・意見交換

- ・ 4つのグループに分かれて、自己紹介と、グループ提案の検討に向けて、「検討の手がかりカード」を作成して、意見やアイデアを出し合いました。

3
現状

第3回 市民会議 [令和元（2019）年11月9日]

- 小山市民意向調査の結果（速報）について
- まちづくり人生ゲーム【旗上げゲーム】
- 未来の小山づくりの提案テーマの検討

- ・ 人生の様々な場面を想定した「まちづくり人生ゲーム」と、グループ提案の基本テーマや方向性について意見を出し合いました。

4
発想

第4回 市民会議 [令和元（2019）年12月21日]

- 旗挙げゲームの結果報告
- 提案プロジェクトの構成（グループ名、キャッチフレーズ、テーマ）の検討
- グループリーダー（各グループリーダー・サブリーダー）の選出

- ・ 各グループの「提案テーマ」を整理するとともに、「グループ名」や「キャッチフレーズ」を検討し、グループリーダーを選出しました。



第5回 市民会議 [令和2（2020）年1月25日]

- 将来都市像・キャッチフレーズ検討に向けたミニアンケート
- グループ提案書（案）の作成 [提案テーマ・プロジェクトの整理]
- 具体的な取組内容・アイデア

・これまでの成果を踏まえて整理した「提案プロジェクトたたき台」を手がかりに、グループ名や提案テーマ、具体的な取組などについて検討しました。

**第6回 市民会議** [令和2（2020）年6月13日]

- 小山市の「将来都市像」（案）について
- グループ提案書（案）の最終確認

・市民会議提案書の提出に向け、「グループ提案書（案）」を基に、基本的考え方、プロジェクト名・テーマ、具体的な取組などの最終確認を行いました。

**市民会議提案書の提出****第8次小山市総合計画の確認** [令和3（2021）年3月末]

2-2 小山市総合計画策定市民会議の提案

●グループ名	エスペランサ! スペイン語で「希望」の意味
●グループリーダー	リーダー：芝崎 隼人（しばざき はやと） サブリーダー：渡辺 裕美（わたなべ ひろみ）

1. グループ提案の基本的な考え方 [提案の趣旨（理由・目的）と方向（方針）]

●キャッチフレーズ [主題・目指す目標像]	“ONE TEAM OYAMA” － つながる つなげる おやま －
●基本的な考え方 [グループの想いや理念 解決したい問題点や課題 提案の目標やポイント]	わたしたちは、市民、地域、行政等が「1チーム」となって、「人と人のつながりや地域と地域のつながり」、「古くから継承されることと新しく創出されることの共生」を大切にしながら、「つながる つなげる おやま」のまちづくりを着実に進めるための「のろし」を上げ、誰もが笑顔で暮らし、夢と希望を持てる新たな時代を切り拓いていくことを目指します。 そのため、「地域共生・コミュニティ」、「市民参加・ボランティア」、そして、それらを支える「情報発信・集約と連携」の3つの視点（3つの「のろし」）から提案します。 3つの視点 3つのテーマ - つながり 助けあう 地域共生・コミュニティ活性化 - つながり 支えあう 市民参加・ボランティアの促進 - つながり 伝えあう 情報発信・集約と連携の推進

II. 提案プロジェクト [提案の基本的な考え方を実現するための具体的な取組内容]



つながり 助けあう! 地域共生・コミュニティ活性化



市民一人ひとりが年齢、性別、国籍の多様性を尊重しながら、行政や地域、家庭に積極的に参画し、互いに連携・協力する「つながり 助けあう! 地域共生・地域コミュニティ活性化」を目指します。

売 - 1 多世代・多文化共生の地域コミュニティづくり

[コミュニティ、国際交流、人権]

年齢や性別、国籍を問わず、小山で暮らす全ての市民が、地域活動・イベント等に参加し、交流することで、互いの世代や文化を理解し、困ったときに助けあうなど、多世代・多文化が共生し、安心して暮らせるコミュニティづくりを提案します。

▶ 提 案

- 若者や女性が地域で活躍できる仕組みづくり・受入環境の充実
[自治会・地区まちづくり団体による女性・若者ワークショップの開催 等]
- 各世代をつなぐ人材の育成
[コミュニティリーダーの養成 等]
- 人が集まる場所を活用した多世代・多文化が交流できる空間の整備／国際交流を活用した市民の語学力向上
[駅前（小山駅周辺、祇園城通り等）の空き店舗や空き家を活用した多世代・多文化交流サロンの整備 等]
- 外国人が参加しやすい地域イベントの開催・地域コミュニティの充実
[各国の料理を食べられる地域の祭り・イベントの開催
／外国人に地域のルール・マナーを伝える機会の充実 等]
- 災害・感染症発生時に外国人を支援する体制の充実
[市役所の窓口の充実／市による情報発信の充実
／生活・就労支援の充実 等]



売 - 2 男女ともに活躍できる環境づくり

[男女共同参画]

男女が互いの立場を理解し、働きながら、育児・家事・介護等の家庭や自治会活動等の地域に参画するなど、男女ともに個性と能力を発揮し、職場や地域でいきいきと活躍できる環境づくりを提案します。

▶ 提 案

- 男女ともに働きながら子育てできる民間企業・地域のサポート体制づくり
[中小企業の経営者の理解促進／学童保育等の充実 等]
- 市政や地域に女性の意見を伝える機会の充実
- 女性や性的少数者に配慮した性別の表記方法の検討



つながり 支えあう。 市民参加・ボランティアの促進



市民参加・市民活動や協働のまちづくり、ボランティア活動などによって、市民力、地域力、企業力、行政力を発揮しつつ、それらに支えられた地域・行政を実現する「つながり 支えあう！ 市民参加・ボランティアの促進」を目指します。

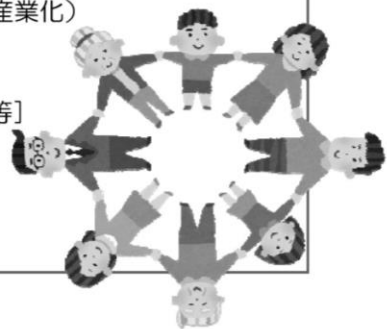
式 - 1 市民力、企業力、行政力を発揮できる仕組みづくり

〔市民参加・活動、協働のまちづくり、行財政改革、行政評価〕

市民に支えられた地域・行政づくりのため、より一層の市民参加を促進する仕組みづくりを進めるとともに、市民や民間企業の技術、経験等を効果的に活用するため、市民、企業、行政等の協働によるまちづくりを推進する仕組みづくりを進めます。

提 案

- 市民活動を促進する仕組みづくり
〔新市庁舎を含めた公共施設における市民が利用できるスペースの拡充 等〕
- 「モノ」の豊かさから「ヒト」の豊かさへの転換
〔人材育成・教育・意識啓発の充実 等〕
- 市民・教育機関・企業・行政をつなぐ仕組みの充実
〔教育機関と企業の連携を推進する窓口の充実（就業体験等）
／地元の農家と企業が連携する仕組みづくり（6次産業化）
／地域活動や学校活動に役立つ地元企業の紹介 等〕
- 行政と民間団体の連携・協働体制づくり
〔関連企業・団体が集まった民間組織との連携強化 等〕
- PTAと行政が話し合える場づくり
〔PTAと行政による意見交換会の開催 等〕
- 行政の見える化の推進
〔予算化・企画段階における情報公開の充実 等〕



式 - 2 みんながWin-Winになるボランティア活動の推進

〔ボランティア〕

地域貢献のみならず、仲間づくりや健康づくりなど、みんなが幸せな生活を送れるようにするため、自分の時間を大切にしながら、誰でも、いつでも、無理なく、楽しく、自ら進んでボランティア活動に参加できる環境づくりを提案します。

提 案

- ボランティアの人材と活動をマッチングさせる仕組みづくり
- 時間に余裕がない人のニーズに対応できるボランティア活動の充実
〔スマホでアクセス可能な市民向けボランティア募集サイトの活用 等〕
- 地元へ愛着のあるボランティア人材の確保
〔地域の市職員 OB によるボランティア活動への参加とノウハウの活用 等〕
- 適正な廃品処理のための軽トラックの提供
〔地域住民が連携・協力した軽トラック貸出サービスの検討 等〕



つながり 伝えあう。 情報発信・集約と連携の推進



多様なターゲットを意識した市民が入手しやすい情報発信とともに、地域の実情に応じた公共施設の集約・ネットワーク化や、隣接市町が連携・協力した魅力の発信などを進める「つながり 伝えあう！ 情報発信・集約と連携の促進」を目指します。

参 - 1 ターゲットを意識した市民が入手しやすい情報発信の推進

〔情報化〕

年齢や内容によって情報を入手する手段が異なることから、若者、子育て世代、高齢者等の幅広い世代のニーズや、子育て、災害等の内容に合わせた適切な情報媒体の選択による、誰にでもわかりやすく、伝わりやすい情報発信を進めることを提案します。

▶ 提 案

- 各世代のニーズに合わせた次世代型の情報発信ツールの提供
〔ターゲットを意識した広報おやま・回覧板等の紙媒体、公民館・集会所等の掲示板、HP、SNS の効果的な組み合わせによる情報発信 等〕
- 幼稚園、保育園、小中学校での資料配布による子育て世代への情報発信
- 渡良瀬遊水地や地産を学ぶ学校教育の充実
- 地元大学における小山市の施策・事業等の紹介
- リアルタイム災害情報の発信
〔SNS、ライブカメラ等を活用した災害情報の提供〕
- 「モノ」(ものづくり) から
「コト」(情報発信・イベント活用) への展開



参 - 2 公共施設の集約・ネットワーク化と隣接市町との連携強化

〔公共施設、広域行政・地域連携〕

人口減少、市の財政状況等を鑑み、地域の特性や市民の利便性に配慮しながら、公共施設の適正な集約とネットワーク化を進めるとともに、外から見た小山市の姿を意識しながら、隣接市町と連携した効果的な魅力の発信に取り組むことを提案します。

▶ 提 案

- 地域の特性に応じた公共施設の集約とネットワーク化
〔公共施設の適正配置の推進(集約と分散)
／公共交通等による公共施設のネットワーク化 等〕
- 隣接市町との公共施設の相互利用の拡充
- 隣接市町と連携した情報発信・PR活動の推進
〔隣接市町と連携した FM ラジオの共同番組の検討
／周辺市町とコラボした小山ブランドやゆるキャラのPR 等〕

●グループ名	
●グループリーダー	リーダー：奥中 栄二（おくなか えいじ） サブリーダー：及川 純子（おいかわ すみこ）

Ⅰ. グループ提案の基本的な考え方 [提案の趣旨（理由・目的）と方向（方針）]

●キャッチフレーズ [主題・目指す目標像]	高齢者・障がい者・子ども・子育て世代・外国人・ペット みんなに優しいまち小山
●基本的な考え方 [グループの想いや理念 解決したい問題点や課題 提案の目標やポイント]	高齢者・障がい者・子ども・子育て世代・外国人・ペット（動物）など、様々な世代や立場の人たちが生活していく上で、みんなが安全で、暮らしやすいまちづくりを目指します。 そのため、多様性を受け入れ、懐の広い優しいまちにするには、どうしたらよいか、4つの視点からアイデアを出し合いました。 その結果、「みんなに優しいまち小山」を実現するためのプロジェクトを提案します。 project 1. 支援が必要な方々へのユニバーサルな支援を充実 project 2. 地域防災組織・活動の強化 project 3. 生活環境の改善 project 4. すぐにできる防犯活動の実践

II. 提案プロジェクト [提案の基本的な考え方を実現するための具体的な取組内容]

project 1. 支援が必要な方々へのユニバーサルな支援を充実

地域福祉

～すべての世代が交流できる場をつくろう～

- 普段の生活の中で弱い立場である高齢者、障がい者、子ども、子育て世代、外国人、ペット（動物）など、すべての世代や立場の人たちが交流・支援できる場を、学校や公民館、コミュニティセンターなどを利用し創出します。
- 高齢者や障がい者のための福祉美容や、美齡ケア（年齢を重ねても美しく）を施す場をつくります。
- 子育て中のママに産後の相談会を行う機会を増やします。
- 買い物難民を減らし、地域の交流の場として活用するため、移動型ショッピングを奨励、普及します。また買い物支援のしくみをつくります。



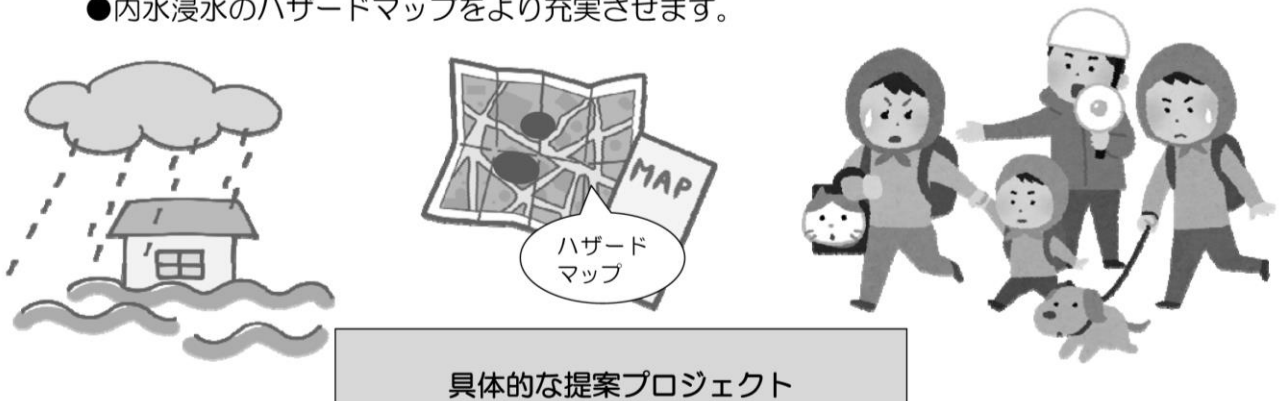
- 1-1 学校・公民館・コミュニティセンターを活用、またはオンラインを活用して、地域の交流の場をつくる
- 1-2 高齢者や障がい者のための福祉美容、美齡ケアの機会を増やす
- 1-3 子育て中のママに、産後の相談会の機会を増やす
- 1-4 移動型ショッピングや買い物支援のしくみを普及させ、交流の場に活用する

Project 2. 地域防災組織・活動の強化

防 災

～災害に強いまちづくりをしよう～

- 日頃から防災への関心をもち、いざという時に防災知識を役立て減災できるよう、楽しい防災イベントやオンラインで情報を発信し、地域全体で取り組んでいくことを目指します。
- 指定避難場所の雨漏りや水没、キャパシティオーバーなど、避難環境の見直し・充実、また避難しやすさを向上します。
- ペットと一緒に避難できる環境が整えば、より早期の避難につながります。避難所内のエリア分けや、屋外テント利用等で工夫します。また事前の飼い主の心構え、日頃のペットのしつけやトレーニングも重要です。
- 内水浸水のハザードマップをより充実させます。



- 2-1 防災フェスやカレー炊出し会、オンラインなどで体験しながら知識を学ぼう
- 2-2 自治会防災会への全会加入を目指そう。
- 2-3 避難場所や、避難環境の見直し・充実させよう
- 2-4 避難所の受け入れ可否の状況がわかる、スマホアプリを開発・活用しよう
- 2-5 災害時の職員増員を検討しておこう
- 2-6 ペットと一緒に避難しやすい環境をつくろう
- 2-7 大沼の排水施設の改善と、周辺の内水浸水に備えたハザードマップを作成しよう



避難所の確認

Project3. 生活環境の改善

環境保全

～みんなが気持ちよく暮らせるまちづくりをしよう～

- ゴミ分別を大枠の分別で効率的に分かりやすくし、ルールを守りやすくしよう。
- 外国人にもゴミ分別ルールを、不動産会社や人材派遣会社とも協力し周知しよう。
- 各コンビニにゴミステーションを設置。分別マナー向上のためポイントをためるとコンビニで買い物ができるクーポンを発行しよう。
- まずはゴミの減量を心掛けよう。
- ゴミ出しできない身近な高齢者を助けてあげよう。
- みんなが暑さをしのげる日陰のベンチや東屋を、公園や歩道に整備しよう。
- 犬と散歩しながら入れる公園を増やそう。
- 犬の散歩の際のフンの始末や、飼い猫の避妊対策などマナー・ルールを周知しよう。



具体的な提案プロジェクト

- 3-1 ゴミ分別を分かりやすくし、ルールを徹底しよう
- 3-2 コンビニにゴミステーションを設置、ポイント還元で利用しやすくしよう
- 3-3 ほっとできる公園や歩道の環境整備をすすめよう
- 3-4 みんながペットと気持ちよく暮らせるルールを徹底しよう



Project4. すぐにできる防犯活動の実践

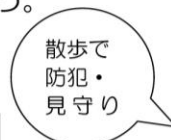
防 犯

～みんなで見守り、安全・安心なまちをつくろう～

- 羽川小学校で実施している「安全ボランティア犬」制度を、全市に普及しよう。
犬と散歩する際に、なるべく通学路を通り登下校の見守りをしよう。
- 気軽に地域の見守りができるよう、地域をくまなく散歩（ウォーキング・犬の散歩など）して、見守りをしよう。
- 買い物のついでに、高齢者や小学生、幼児の見守りを心がけよう。
- 見守り運動が周知されれば、犯罪者への抑止力になる。
- ステッカーの配布など小予算で、すぐに取り組める。

具体的な提案プロジェクト

- 4-1 安全ボランティア犬制度、ウォーキングボランティア制度を広めよう
- 4-2 散歩しながら、防犯・見守りをしよう



●グループ名	グローバルおやま ～魅力あるつながり～
●グループリーダー	リーダー：生井 祐一（なまい ゆういち） サブリーダー：飯田 裕子（いいだ ゆうこ）

I. グループ提案の基本的な考え方 [提案の趣旨（理由・目的）と方向（方針）]

●キャッチフレーズ [主題・目指す目標像]	魅力あるおやまを広く発信
●基本的な考え方 [グループの想いや理念 解決したい問題点や課題 提案の目標やポイント]	私たちは、年齢や国籍の異なる様々な市民を擁するこの小山市が、“すべての市民にとって”住みやすく、過ごしやすいまちになることが重要であると考えます。 そのために、以下の3つの分野について方針を定め、提案を検討しました。 1 観光 観光と産業の連携を図りつつ、渡良瀬遊水地などの観光地や、じゃがまいたなどの催しを市内外に積極的に発信することで、市内の観光の活性化を図りつつ、国内外から多くの観光客が訪れるグローバルな観光都市を目指します。 2 教育 学校での教育に留まらず、放課後などの自主学習や、産業と連携した屋外体験学習など多様な教育を受けられる環境を整えるほか、児童支援の強化により、外国人児童や障がい児、不登校児童など、すべての子どもが豊かな学びを得られるグローバルな教育都市を目指します。 3 雇用 小山市で学び、働き、生活することを望む若者や、定年後の再就職を望む高齢者、小山市に移住してきた外国人世帯など、地元で就労の場を求める市民に対して、小山市内の企業とのマッチングなどを図り、すべての求職者が市内で活躍できるグローバルな産業都市を目指します。

II. 提案プロジェクト [提案の基本的な考え方を実現するための具体的な取組内容]

●テーマ・提案項目等

観光

テーマ1 市内から海外まで、広く親しまれる観光都市づくり



- 渡良瀬遊水地を中心とした観光地や、じゃがまた、花火大会といったイベントなどの観光資源を市内外に積極的にPRし、近年増加傾向にある外国人観光客の集客や、受入体制を強化します。また、市民が小山市の魅力ある観光資源に愛着を持てる様に、同様の情報を市内への発信を促します。
- 併せて、市民にとってもより魅力的で、より親しみを持てる小山市を目指し、キャンプ場や自然公園といった、市民や来訪者が充実した余暇を過ごせるアウトドア系の施設の整備を提案します。

提案項目

- 渡良瀬遊水地を中心とした観光地やじゃがまた等のイベントに関する国内外へのPRの充実
- サイクリング・グランピング等の観光資源を最大限に楽しむための設備や、外国人観光客にも対応した案内・受入体制の整備
- 市の名産品による商品開発やスタンプラリー等のイベント実施による宣伝の強化
- 小山市民に向けた市の観光資源に対する理解を深めるための周知PRの実施
- 学校跡地等を活用したキャンプ場や自然公園等の自然を楽しめるアウトドア施設の整備 等



渡良瀬遊水地等の
活用・発信による
多くの人を楽しめる

観光都市の実現



小山市の魅力を
国内外に積極的に
PRして

市民が誇り
市民が楽しめ
世界に誇る



キャンプ場などの
アウトドア施設の整備
により人を呼び込み

小山市の自然を
より身近に



教育

テーマ2 学校内外まで、幅広く学べる教育体制づくり



- 言語や文化、考え方や価値観が異なる様々な“隣人”を受け入れるような体制づくりを目指し、すべての子どもたちが学校教育の枠を超えた様々な学びを得ることのできる教育環境づくりを提案します。
- また、近年増加傾向にある外国人児童についても、日本人児童とともに互いの文化を尊重できる環境づくりを目指し、小山市の教育体制に馴染むことができる様なサポート体制の構築・強化を提案します。

提案項目

- 放課後の自主学習など、普通教育以外の環境の整備
(場所、見守りの人員、学童保育の充実、高齢者の知識・経験の活用)
- 外国人児童、障がい児や不登校児童など様々な子どもが幅広く学べる環境の整備・強化
- 児童向けの職業体験型学習施設の充実(キッズニア等)
- 市内の遊休農地や結城紬などの名産品を活用した自然体験、地域文化体験等の実施
- 支援学級、支援学校など、支援を求める児童が滞りなく受けられる体制づくり 等



普通教育のみならず
児童の自主学習を
地域でサポートすることで

家庭での
教育への負担を軽減



職業体験や自然体験
学習の環境を整備して

普通教育を越えた
様々な学びを実現



支援が必要な児童への
学習・生活等の
サポート強化により

より平等で幅広い
教育環境づくりを
進める



雇用



テーマ3 新卒から高齢者まで、いきいきと活躍できる労働環境づくり

- 高校や大学等を卒業する新卒社会人が、小山市内で希望する雇用がないために市外、県外へ就職する様子を踏まえて、若者が小山市で働きたいと思えるような環境づくりを提案します。併せて、近年増加する外国人居住者や再就職を希望する定年後の高齢者などに対しても、本人の希望や能力に合わせた就労先を提供できるような体制づくりを提案します。
- また、地域で活躍するNPO 団体等の設立をサポートし、市内での雇用先の創出につなげつつ、市民の生活の更なるサポート体制の充実を提案します。

提案項目

- 就職先として若者に人気のある企業の、積極的な小山市への誘致
- 若者等がいきいきと働ける労働環境づくり
- 市内の企業と若い求職者をマッチングする合同説明会や、ハローワークでの支援の充実
- NPO 法人等設立の支援強化（雇用先の創出）
- 農家民泊を推進し、6次産業従事者の増加を促す

等

働く場として魅力的な
就職先と企業の誘致
による

小山市の魅力向上と
産業の活性化



新卒・再就職など
就労・起業支援
強化による

小山市で活躍する
市民の増加



市民の生活支援などを行う
NPO法人等の支援強化
による

雇用の創出と
地域支援の強化



●グループ名	『おやまで暮らし隊』
●グループリーダー	リーダー：川田 瞬（かわた しゅん） サブリーダー：竹園 香（たけその かおり）

Ⅰ. グループ提案の基本的な考え方 [提案の趣旨（理由・目的）と方向（方針）]

●キャッチフレーズ [主題・目指す目標像]	「日本一暮らしやすいまちを目指す！」 ～We are No.1.～
●基本的な考え方 [グループの想いや理念 解決したい問題点や課題 提案の目標やポイント]	我々は、持続的に発展するおやまの輝ける未来のため、何より、小山駅周辺中心市街地の集約的整備・機能向上による“まちの顔”づくりを積極的に進めること、さらに、「おーバス」の利用利便性の向上により、住宅地や医療・福祉施設、公園などの市民の暮らしの拠点を快適にネットワークしていくことが重要と考えます。 また、おやまの魅力は、豊かな自然・歴史・田園環境を有していることです。この魅力を最大限生かした個性ある憩いの場づくりとともに、おやまらしい土地利用を展開していくことも大切です。 このように、『集約と連携』によるまちづくりを進めながら、安全で快適、便利なおやまを創造することにより、「日本一暮らしやすいまち おやま」を目指すため、4つのテーマに沿ったプロジェクトを提案します。 ●テーマ1：まちの顔、中心拠点づくり ～小山駅及びその周辺の整備・機能向上～ ●テーマ2：快適交通ネットワークづくり ～便利で快適、安全・安心な交通環境の確保～ ●テーマ3：憩いの拠点づくり ～使いやすく魅力ある公園の整備・機能向上～ ●テーマ4：おやまらしく、暮らしやすい土地利用の展開 ～農業・田園環境を生かした土地利用の展開と都市機能の立地誘導～ 総合的・効果的なプロジェクトの展開で、 日本一暮らしやすいまち おやまを目指す！

II. 提案プロジェクト [提案の基本的な考え方を実現するための具体的な取組内容]

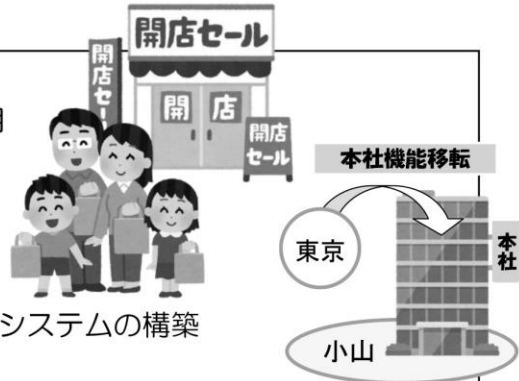
●テーマ1：まちの顔、中心拠点づくり～小山駅及びその周辺の整備・機能向上～

1-1 小山駅周辺にもっとにぎわいを！

- 小山駅周辺における商業環境の充実、新たな店舗等の立地促進に加え、定住促進、オフィス等多機能集積による中心拠点にふさわしい活力・魅力の創出を目指します。

<提案プロジェクト>

- ・駅ビル（VAL、ロブレ）の活用
- ・新規店舗等の誘致
- ・夜のにぎわいづくり
- ・歩いて賑わう空間づくり
- ・駅東西エリアの回遊性確保
- ・駅周辺での駐車場の増設、案内システムの構築
- ・まちなかへの移住定住促進
- ・住居機能、商業機能、オフィス機能等の多機能集積配置
- ・本社機能の移転促進

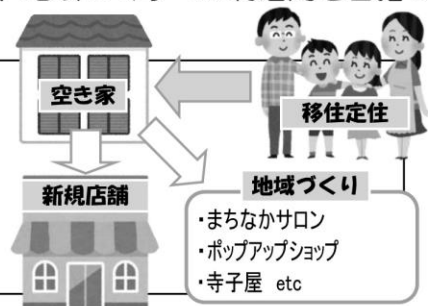


1-2 空き家を生かして「まちなか」の活性化を！

- 小山駅周辺に散見される空き家について、貴重なストックとして積極的に活用することにより、まちなかのにぎわい創出や、地域づくりへの利活用を目指します。

<提案プロジェクト>

- ・移住希望者とのマッチング
- ・新規店舗としての活用
- ・まちなかサロン等としての有効活用



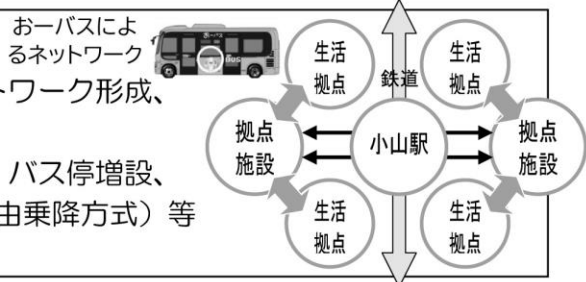
●テーマ2：快適交通ネットワークづくり～便利で快適、安全・安心な交通環境の確保～

2-1 「おーバス」をもっと使いやすく便利に！

- 小山駅からの二次交通となる「おーバス」の利用利便性を高め、市民の貴重な移動手段として、快適な交通ネットワークの形成を目指します。

<提案プロジェクト>

- ・市内拠点施設等とのネットワーク形成、アクセス性向上
- ・運行便数増、最終便延長、バス停増設、「どこでもおーバス」（自由乗降方式）等による利便性向上



2-2 安全・安心な交通環境の確保を！

■子どもたちや高齢者などいわゆる交通弱者をはじめ、人にやさしい交通環境の確保を目指します。

＜提案プロジェクト＞

- ・通学路のグリーンベルト舗装
- ・高齢者等に配慮した歩行者通行帯カラー舗装化
- ・交通弱者の救済
- ・高齢社会に対応したおーバスの充実
- ・中心市街地への流入交通の抑制検討



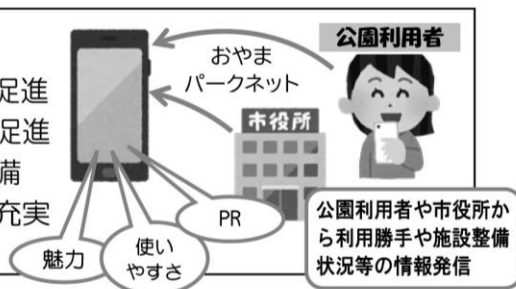
●テーマ3：憩いの拠点づくり～使いやすく魅力ある公園の整備・機能向上～

3-1 みんなが使いやすい公園づくりとPRを！

■市内にはよい公園がたくさんあります。それらをもっと利用できるよう積極的にPRするとともに、みんなが使いやすい快適な公園環境づくりを目指します。

＜提案プロジェクト＞

- ・積極的PRによる公園の利活用促進
- ・公園を活用したイベント開催の促進
- ・子どもの遊び場としての公園整備
- ・若い世代も楽しめる公園施設の充実
- ・トイレ等の美化

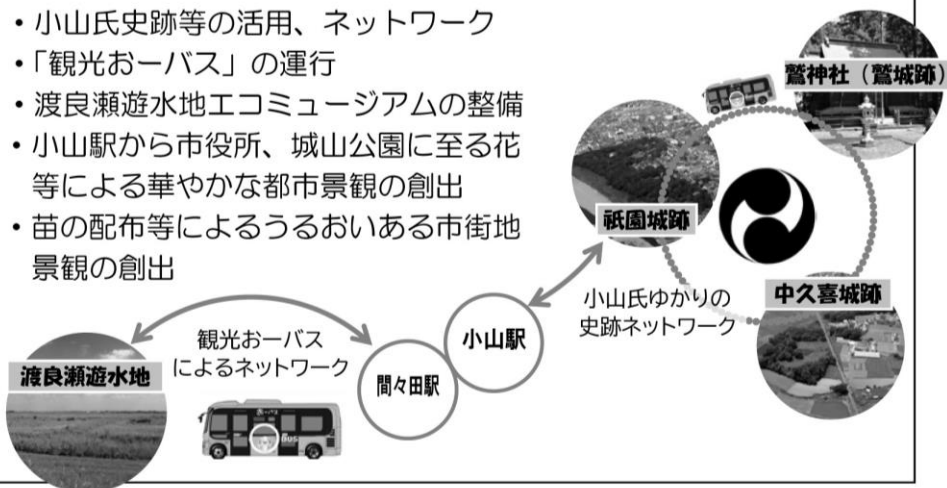


3-2 歴史・自然資源、緑を活かした個性とうるおいある憩いの場づくりを！

■小山氏史跡などの歴史資源や、渡良瀬遊水地、思川などの自然資源の活用や緑化等による、おやらしい個性とうるおいある公園づくり、緑のネットワークを目指します。

＜提案プロジェクト＞

- ・小山氏史跡等の活用、ネットワーク
- ・「観光おーバス」の運行
- ・渡良瀬遊水地エコミュージアムの整備
- ・小山駅から市役所、城山公園に至る花等による華やかな都市景観の創出
- ・苗の配布等によるうるおいある市街地景観の創出



●テーマ4：おやまらしく、暮らしやすい土地利用の展開

～農業・田園環境を生かした土地利用の展開と都市機能の立地誘導～

4-1 農環境を生かしたおやまらしい土地利用を！

■都市と農環境が共存するおやまの特性を生かした、おやまの個性ある土地利用の展開を目指します。

<提案プロジェクト>

- ・遊休農地の市民農園等としての利活用
- ・農地付き空き家農家住宅の有効活用
- ・農業従事者の誘致による地域活性化
- ・6次産業化推進のための土地利用の誘導
- ・農村レストラン等農環境を生かした集客施設の整備
- ・観光農業の展開



4-2 暮らしを便利に豊かにする都市機能の立地を！

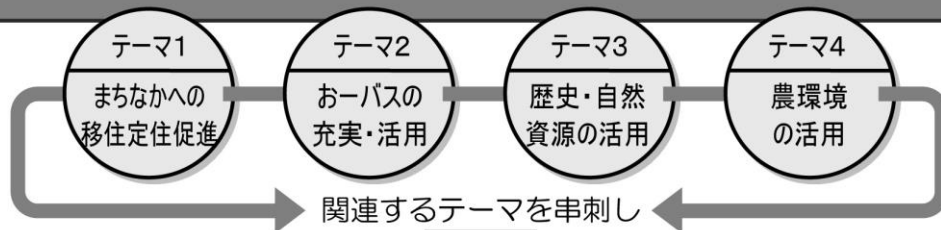
■まちなのにぎわいを創出し、暮らしを便利に豊かにする、商業施設や子育て、文化、教育施設、医療施設等の都市機能の立地誘導を目指します。

<提案プロジェクト>

- ・魅力ある商業施設の誘致
- ・多様な人が集まる複合施設等の立地誘導
- ・子育て支援施設の立地誘導
- ・高等学校等教育施設の立地誘導
- ・安心した暮らしを支える医療施設の立地誘導



プロジェクトを個別に進めず、関連するテーマで繋げ一体的に展開！



例)「おやまの魅力体感ツアー」で移住定住を促進

- 移住定住の促進を図るため、おーバスを活用して、小山駅から豊かな歴史・自然資源、公園、各種生活利便・観光施設及び農村田園環境等を効率よく巡り、おやまの魅力を見て、体験してもらうツアーを実施
- 小山駅周辺では、歩いてまちなかを散策してもらい、夜のにぎわいも含めた、まちなかの魅力や利便性を体感

分野別計画		個別関連計画等	
「ひと」「まち」「くらし」がいいきき 未来へつながる おやま	第1章 協働によるまちづくりと 誰もが活躍できる 社会・ひとづくり	小山市地区まちづくり条例 小山市コミュニティ基本計画 小山市地域活性化推進計画 小山市多文化共生社会推進計画 小山市人権尊重の社会づくり条例 第4次小山市人権施策推進基本計画 小山市男女共同参画都市宣言 小山市男女共同参画推進条例 第4次小山市男女共同参画基本計画	
	第2章 持続可能な行財政運営と 広域連携による 行政・ひとづくり	小山市国土強靱化地域計画 第7次行政改革大綱及び実施計画 第5次小山市定員適正化計画 第3次小山市情報化基本計画 小山市公共施設等総合管理計画 小山市公共施設等マネジメント推進計画 小山市公共建築物長寿命化計画 第2期小山地区定住自立圏共生ビジョン 第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
	第3章 未来を担う次世代の育成と 学び・文化を育む ひとづくり	第2次小山市子ども・子育て支援事業計画 第3次小山市保育所整備計画 第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画 第3期小山市児童虐待・DV対策基本計画 小山市こどもの国整備基本構想 小山市学校適正配置等に関する提言書 小山市小中一貫教育及び小中一貫校に関する提言書 小山市小中一貫教育推進基本計画 小山市学校施設長寿命化計画 小山市部活動等の在り方に関するガイドライン 第4期おやま地産地消・食育推進計画 第3次小山市生涯学習推進計画 小山市子ども読書活動推進計画（第4期） 放課後子ども総合プラン行動計画 第3期小山市教育振興基本計画 第2次小山市文化芸術振興ビジョン 小山市文化財保存活用地域計画 間々田のじゃがまいた伝承館整備基本計画 第3次小山市スポーツ推進基本計画 スポーツツーリズム基本構想	
	第4章 暮らしやすく住み続けたい 地域の活力を生かした まちづくり	国土利用計画小山市計画 小山市都市計画マスタープラン 小山市立地適正化計画 小山市景観計画 第2次小山市空家等対策計画 小山市中心拠点地区都市再生整備計画 大谷地区都市再生整備計画 間々田駅周辺地区（第3期）都市再生整備計画 小山市総合都市交通計画 小山市生活交通確保維持改善計画 小山市まちづくり総合交通戦略 小山市交通バリアフリー基本構想 小山市住生活基本計画	

	分野別計画	個別関連計画等
「ひと」「まち」「くらし」がいきいき 未来へつながる おやま		小山市公営住宅等長寿命化計画 小山市営住宅維持管理計画 小山市水道ビジョン 小山市水道事業経営戦略 小山市公共下水道事業計画 小山市公共下水道ストックマネジメント計画 小山市農業集落排水施設最適整備構想 小山市生活排水処理計画 小山市下水道事業経営戦略 小山市墓園やすらぎの森墓域基本計画 第2期小山市工業振興基本計画 第3期小山市商業・観光振興計画 第3期「おやまブランド」創生・発信推進計画 小山市インバウンド3か年計画
	第5章 魅力ある自然環境を守り 伝統を継承する まちづくり	小山市渡良瀬遊水地観光地化推進5カ年計画 渡良瀬遊水地第2調節池エコミュージアム基本計画 思川豊田緑地整備計画 羽川大沼周辺地区整備構想 小山市公園施設長寿命化計画 小山市緑の基本計画 小山市森林整備計画 小山市アグリプレーン構想 第2期小山市本場結城紬復興振興5カ年計画
	第6章 人と自然が共生した 地球にやさしい くらしづくり	生物多様性おやま行動計画 小山市環境基本計画 小山市水環境保全計画 小山市環境基本条例 小山市環境美化条例 小山市地球温暖化対策地域推進計画 小山市環境保全率先実行計画 小山市災害廃棄物処理計画 小山市一般廃棄物処理基本計画
	第7章 市民が生き生き 安全・安心で 健康なくらしづくり	小山市地域防災計画 第2次備蓄推進5箇年計画 小山市排水強化対策プロジェクト 小山市消防計画 第2次小山市消費生活基本計画 小山市すこやか長寿プラン 2021 第4期小山市地域福祉計画 第4期小山市地域福祉活動計画 第4期小山市障がい者プラン 21 第6期小山市障がい福祉計画 第2期小山市障がい児福祉計画 いのち支える小山市自殺対策計画 第2次健康都市おやまプラン 21 小山市地域医療推進基本計画 小山市新型インフルエンザ等対策行動計画 第3期小山市国民健康保険特定健康診査*等実施計画 小山市国民健康保険第2期データヘルス計画

ア行

- **R P A**【Robotic Process Automation：ロボティックプロセスオートメーション】 74
定型的なパソコン操作を、ソフトウェアによる自動的な操作が代替えるもの。
- **I A D L**【Instrumental Activities of Daily Living：手段的日常生活動作】 179, 190
日常生活を送る上で必要な動作のうち、複雑で高次なものを指す。例えば、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ること等で、最近は趣味のための活動も含むとされる。
- **I S O**【International Organization for Standardization：国際標準化機構】 135
工業製品・部品・使用技術の規格統一を推進するための国際機関であり、またこれが定める規格（I S O規格）を取得している場合、国際規格に適合していることを意味する。9001（品質マネジメントシステム）、14001（環境マネジメントシステム）、22000（食品安全マネジメントシステム）
- **I C T**【Information and Communication Technology】 26, 74, 75, 76, 93, 95, 152, 212
情報通信に関する科学技術の総称。日本ではI T（Information Technology）が同義で使われているが、国際的には、I Tに「Communication（コミュニケーション）」を加えたI C Tの方が定着している。
- **I C T－B C P** 76
情報システム部門（I C T部門）において、災害や事故を受けても重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させる計画。
- **アイデンティティー** 138
自分が自分であるという独自性、主体性の意味で、地域におけるアイデンティティーとは、他の地域とは異なった特性、個性のことで、本市が持つ確固とした本市らしさをいう。
- **空家等** 114, 115, 117, 217
建築物又はこれに付属する工作物であって、おおむね1年以上居住、その他の使用実績がないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- **空き家バンク制度** 127, 217
市内の空き家等の売却や賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた空き家等の情報を登録し、本市に移住や定住、市内在住で住み替えを希望する方とのマッチングを行うことにより、市内の空き家等の有効活用を図るとともに、本市への移住・定住を促進する制度。
- **悪質商法** 176
一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの。
- **アクセス** 10, 12, 41, 65, 116, 120, 121, 122, 138
接近すること、交通の便。
- **アグリビジネス** 153
アグリカルチャー（農業）とビジネス（事業）を組み合わせた造語。
- **アメニティ資源** 114
環境・建物・風景などの快適性。
- **安全安心情報メール** 174, 175, 177
安全で安心な生活を確保するために、防災・防犯情報、交通安全情報等を随時、メールにて配信するもの。
- **アンテナショップ** 137
企業や自治体などが自社（当該地方）の製品や特産品の紹介、直売所や観光情報コーナーを設置し、消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。
- **いきいき百歳体操** 14, 179
高齢者が健康維持や筋力の向上のために歩いていける場所で実施する、おもりを使った簡単な介護予防体操。
- **いきいきふれあい事業**
（いきいきふれあいセンター） 14
高齢者の閉じこもりや要介護状態の予防を図るため、地域の身近な交流の場や介護予防事業の拠点施設（いきいきふれあいセンター）において実施する介護予防のための事業。
- **イクボス** 142, 143
職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績・結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（ボス）のこと。

- **イクメン** 71
子育てする男性（メンズ）の略。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性、または将来的にそうありたいと考えている男性のこと。
- **一元的相談窓口** 62, 63
地方公共団体の在留外国人から、雇用や医療、在留手続等生活全般に係る情報提供や相談に多言語で対応する窓口のこと。
- **インターネット** 26, 37, 54, 66
コンピューターを相互に結んで、世界的規模で通信サービスを行うことができるネットワーク。
- **インバウンド** 24, 138, 139
主に日本の観光業界において「外国人の日本旅行（訪日旅行）」あるいは「訪日外国人観光客」などの意味で用いられる。
- **インフラ** 23, 41, 95, 205, 206, 210
社会・経済活動の維持・発展を支える道路や水道等の社会基盤のこと。
- **運動普及推進員** 14, 189, 191
生活習慣病予防や介護予防の視点から、身近な地域単位での運動習慣普及活動に関する情報提供や健康教室等の開催をととして運動実技を紹介する、地域の実態に応じた健康づくりを行う養成講習会を受けた市民。
- **AI【Artificial Intelligence】** 26, 74, 76, 77, 92, 152
コンピュータを用いて知能を実現する研究分野、またはコンピュータにより人工的に実装された知能。
- **AED【Automated External Defibrillator】** 94, 223
自動体外式除細動器。心停止の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。
- **ALT【Assistant Language Teacher】** 62, 63, 93, 94
「外国語指導助手」の略。本市においては、各学校に一人ずつ配置されている。日本人の外国語担当教員や学級担任の助手として、授業に携わる。
- **エコツーリズム** 83, 138, 139, 147
地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことを目指していく仕組み。
- **エコミュージアム** 138, 146, 147, 229
エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）の造語で、ある一定の地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、持続可能な方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方、またその実践のこと。
- **エコ・リサイクル推進事業所** 163
3R（Reduce=廃棄物の発生抑制・Reuse=再使用・Recycle=再資源化）及び省エネルギーの推進をはじめとする環境保全活動に積極的に取り組む事業所。
- **SNS【Social Network Service：ソーシャルネットワークサービス】** 26, 54, 55, 62, 100, 176, 232
インターネットを介したオンライン上で、人々が社会的なつながり合いをもつためのサービス。主なサービスにFacebook、Twitter、Instagram、LINEなどがある。
- **SDGs（エスディーズ）** 2, 22, 25, 27, 36, 37, 68
Sustainable Development Goalsの略で、国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）からなる。
- **NPO【Non Profit Organization】** 15, 22, 25, 55, 56, 58, 69, 155, 181
民間非営利組織のことで、営利を目的とせず、よりよい社会を築くために、活動を行う民間グループ。（特定非営利活動法人法に認証された団体をNPO法人と総称する。）
- **エンパワーメント** 41, 69
自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力などを身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画することを意味する。
- **乙女不動原瓦窯跡** 104
奈良時代（8世紀中頃）、日本三戒壇の一つであった下野薬師寺や下野国分寺などに供給する瓦を製造した窯跡。発掘調査により、4基の窯、瓦の成形を行った工房、材料となる粘土を掘り出した採掘坑、窯の中にたまった灰を掻き出した灰原などの遺構が確認されている。

- おとん 152
市内で生産された豚のこと。おやまブランドに認定されている。
- おやまイクボス協議会 142
「イクボス」の趣旨に賛同する市及び市内事業所との協議会。経営者がイクボス宣言をしていること、あるいは小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者であることを登録条件としており、情報交換や交流を通じて、さらに本市全体にワーク・ライフ・バランス意識の向上を図り、「働きやすいおやま」の実現を目指すもの。
- おやまエコライフ・プラン 161
平成15（2003）年3月に策定した、本市の環境保全のための市民行動計画。
- おやまF1評定 71
女性が暮らしやすいまちづくりのさらなる推進を図るため、子育て世代である20歳代から40歳代の女性たちの話し合いを通して、意見や提言をいただくことを目的として開催したもの。「F1」とは広告・放送業界のマーケティング用語の「F1層」からきており、20歳から34歳までの女性を指す。
- 小山きものの日 155
本場結城紬ユネスコ無形文化遺産登録を記念し、本場結城紬と和装の振興のため、本場結城紬の着心地体験など、着物の着用を推進する催し。
- 小山広域クリーンセンター 163
小山広域保健衛生組合を構成する小山市・下野市・野木町・上三川町の2市2町から搬入されるし尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥を浄化処理する施設。
- 小山広域保健衛生組合 80, 163
小山市、下野市、上三川町、野木町で組織し、し尿処理事業、ごみ処理事業、斎場及び火葬場事業、保健予防事業等の事務を共同処理する組合。
- おやま産学官ネットワーク 135, 141
市内の産業（産）、大学等高等教育機関（学）、地域の行政（官）が業域を超えた人的交流・協働による産業支援を行い、地域の経済活性化、住みよい地域社会の建設を目指していくもの。
- 小山市一般廃棄物処理基本計画 162
本市におけるごみ処理及び生活排水処理の基本的な考え方や方向性を定めた基本計画。
- 小山市環境基本計画 159
小山市環境基本条例に基づき、環境保全の方向性を示す計画。これにより、市で実施するすべての事業・施策等を環境面から推進する。
- 小山市勤労者共済サービスセンター 142
本市の中小企業で働く人々の福祉向上を目的とする一般財団法人。中小企業で働く方々が健康で豊かな充実した生活ができるような事業を展開している。愛称は「リングジョイ」。
- 小山市景観計画 114, 115
景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図る区域を景観計画区域として定め、その区域内における景観形成の方針をまとめたもの。この景観計画区域では、建築物や工作物などの建築等において届け出が義務付けられている。
- 小山市景観条例 114
景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、緑豊かな美しい自然と歴史・文化に恵まれた本市にふさわしい魅力ある個性的なまちづくりを推進し、親しみと誇りと愛着もてる郷土の建設と市民文化の向上に資することを目的として本市の景観に関する施策の基本を定めたもの。
- 小山市公共下水道ストックマネジメント計画 130, 220
下水道の老朽化施設の増大が見込まれるなか、良質な下水道サービスを持続的に提供するため、効率的かつ効果的な予防保全型の施設管理と、予算の平準化及び施設の長寿命化を図るため策定したもの。
- 小山市子ども・子育て支援事業計画 88
「子ども・子育て支援法」に基づき、本市の「子ども・子育て支援」の方針について定めた計画。
- 小山市災害廃棄物処理計画 162, 163
地震や風水害などによる大規模災害により発生する災害廃棄物を処理するにあたり、その方策を示した計画。平常時の取組と、災害時の状況に即した業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指している。
- 小山市市民活動センター 15, 56, 57, 241
小山市まちなか交流センター「おやま〜」内にある、市民活動とボランティアの支援・情報・交流の場。

- 小山市障がい児者基幹相談支援センター 184
障がいのある方やその家族の相談窓口として、相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化や権利擁護、虐待防止、差別解消の促進に関する事業などを行う。
- 小山市商業観光振興計画 136
商業観光振興の方向性を示し、具体性、実現性の高い取組について施策の基本方針を定めたもの。
- 小山市消費生活基本計画 176, 177
小山市消費生活条例に基づき、市の社会経済環境や市民の生活を取り巻く諸状況の変化に的確に対応し、将来にわたって市行政の各部門における消費生活関連施策を総合的・計画的に推進していくための指針となる計画。
- 小山市消費生活条例 176
市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者の権利の尊重・自立の支援を基本理念に、市や事業者等の責務、消費者等の役割、市の実施する施策等を定めたもの。
- 小山市人口ビジョン 31
地方創生を推進するため、国の長期ビジョン及び県の人口ビジョンと連動し、令和42（2060）年までを対象期間として、本市の目指すべき人口の将来展望を提示するもの。
- 小山市生活排水処理計画 130
市内全域を対象として、事業別の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた生活排水処理施設に関する総合的な計画。
- 小山市総合都市交通計画 122
自動車依存を緩和し、各交通手段の役割分担に配慮したまちづくりを推進するため、公共交通や歩行者・自転車交通、駐車場及び道路等の市内の地域特性を生かした、総合的な都市交通のあり方を定めたもの。
- 小山市多文化共生社会推進計画 62
外国人と日本人が同じ市民として、それぞれの文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、多文化共生の社会づくりを計画的・総合的に展開することを目的として、令和2（2020）年度に策定された計画。
- 小山市男女共同参画推進サポーター 70
小山市男女共同参画推進員として活動した者や小山市男女共同参画推進団体会員等の本市における男女共同参画推進事業の趣旨に賛同し、その活動を実践する市民のこと。
- 小山市男女共同参画推進条例 68
平成16（2004）年6月に、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や市、市民、事業所の責務を定めたもの。
- 小山市男女共同参画基本計画 68, 70
男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。
- 小山市地域生活支援拠点 184
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、その方が住み慣れた地域で安心して暮らせるような体制（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ、支援者の専門性の向上）をつくり、地域の方や関係機関等と連携した地域づくりを行う。
- 小山市地区まちづくり条例 58, 59, 112, 116, 117, 119
地区レベルの課題に応じたまちづくり（地区整備）を推進するため、市民と開発事業者、市の責任と役割・分担を明確にして、協働によるまちづくりを推進することを目的として定めた条例。
- 小山市農業集落排水施設最適整備構想 130
老朽化が進行する農業集落排水施設の劣化状況を調べた機能診断調査の結果に基づき、施設機能を保全するために効率的かつ効果的な予防保全型の施設管理や、施設の統廃合と予算の平準化及び施設の長寿命化を図るため策定したもの。
- 小山市保育所整備計画 88, 89
保育施設数や就学前児童の推移を踏まえ、市内の保育施設の整備方針について定めた計画。
- 小山市墓園やすらぎの森墓域基本計画 132
市民に対し、低廉な費用の公共墓地を長期的、安定的に供給するため、小山墓園やすらぎの森を16の墓域に分け、令和4（2022）年度までに墓所整備を行う計画。

- 小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2, 82
国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、将来にわたって活力ある社会を維持するため、5年間を計画期間として、本市のまち・ひと・しごと創生に関する施策について、実情に応じて定める基本的な計画。

- 小山市緑の基本計画 150
都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑のマスタープラン。基本計画では緑地の保全及び緑化の目標、緑化の推進のための施策に関する事項を定めている。

- 小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者 70, 142, 143
仕事と家庭生活とを両立することができ、誰もが働きやすい職場を実現するため、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいることを、本市が認定した事業者。

- 小山評定 8, 10, 11, 77, 104, 138
慶長5（1600）年、会津討伐のために豊臣諸将と東征していた徳川家康は、ここ小山に到着した時、石田三成が挙兵したことを知る。家康は三成討伐で諸将の意見をまとめることに成功し、その後の関ヶ原の戦いに勝利することができた。この契機となった歴史的な軍議のこと。

- 小山評定ふるさと大使 137
本市の文化、芸術、ブランド等を全国に普及広報するため、本市にゆかりのある著名な方々を「小山評定ふるさと大使」として委嘱し、本市のイメージアップ及び観光振興を図っている。

- おやまブランド 10, 12, 21, 136, 137, 138, 139, 154
本市の豊かな自然環境と人々の高い技術によって生み出される産品をブランド化し、全国に発信しようと取り組むもの。

- おやま・まちづくり出前講座 176, 177, 239
市民の要望に応じて、市の行政に関する情報提供や、市内高等教育機関の講師による講座を実施するもの。

- おやま和牛 12, 152
市内で肥育された和牛のうち、肉質が優れ、市場で高い格付（歩留等級Aかつ肉質等級3以上）を得たもの。

- 温室効果ガス 160, 161
大気中に存在し、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等があり、地球温暖化の原因と言われている。

力行

- 開運おやま健康マイレージ事業 188, 190
市や地域で実施する健康に関する事業（市で認定）の参加者にポイントを付与し、特典が受けられるもの。

- 街区公園 151, 221
周辺住民のコミュニティ形成の役割も期待される、利用者誘致距離250m、敷地面積2,500㎡を標準とし整備する都市公園。

- 外国人児童生徒適応指導教室 92, 93
来日直後等の事情により、日本語がわからない外国人児童生徒に、一定期間、集中的に日本語指導や生活指導等の初期指導を行い、学校や社会生活に適應できるようにするための通級指導教室。平成20（2008）年に開設。通称は「かけはし」。

- 介護予防 14, 40, 178, 179, 180, 181, 188, 189, 190, 192
要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことと定義されている。

- ガイドサイン 138
案内看板のこと。

- かかりつけ医 88, 190, 192, 224
身近な地域の中で、日常的な診察（風邪等の初期治療、慢性疾患の対応等）や健康管理を行う診療所・クリニック等のこと。

- 片送り 128
浄水を送り届ける際に、片側方向からのみ水が供給される状態のこと。

- **学校適正配置** 79, 93, 228
 地域による大規模校・小規模校といった学校規模の二極化の進展や遠距離通学等による課題の解決に向け、子どもたちの教育の機会均等と教育水準、教育環境の向上を図るため、学校の適正な規模と配置を目指す取組。
- **合葬式墓地** 132, 133
 従来の墓地とは異なり、一つのお墓に多くの焼骨を一緒に埋葬する施設。市が永年管理するため、お墓の継承者がいない方も利用可能。
- **合併処理浄化槽** 130, 131
 し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯排水等）を、沈殿分離及び微生物の働きにより処理し、消毒放流する施設。
- **カリキュラム** 95
 学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童（生徒）の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
- **環境改善活動** 57
 地域住民が主体となって、劣悪な自然環境や施設を清潔にし、みんなが使用できるものに変え、また、その状態を維持する活動。
- **環境共生** 16, 40, 48, 49, 80
 環境に対する負荷を軽減し、自然との共生を図ること。
- **環境都市宣言** 158
 本市が平成20（2008）年6月1日に「快適な市民生活が将来にわたって持続可能な社会」を目指して行った宣言。
- **環境負荷** 25, 130, 131
 人が環境に与える負担のこと。人の活動により、環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるもの。
- **関係人口** 23, 82
 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。
- **幹線・環状道路** 120, 121, 122
 幹線道路とは、骨格的な道路網を形成する道路。環状道路とは、放射状に延びた道路をリング状に連絡している道路。
- **管理的職業従事者** 70
 就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上の管理的公務員等。
- **祇園城跡** 11, 104, 138, 227
 中心市街地にあり、東西約500m、南北約1,200mの広大な城郭。築城年代は不明だが、小山義政の乱（1380～1382年）後に小山氏の居城となった。城内に祇園牛頭天王社を祀ったところからこの名があるとされる。
- **G I G Aスクール構想** 92, 93
 1人1台タブレット端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現する構想。
- **基幹管路** 128, 129, 221
 配水管の内、長距離の水を輸送する重要な管路。
- **キッズ・ユニバーシティ・おやま** 93, 96, 97
 白鷗大学や小山工業高等専門学校、関東職業能力開発大学校と連携して、将来を担う子どもたちの知的好奇心を刺激し、学問への憧れを抱く学びを提供することを目的に、小学5年生から中学1年生を対象として開催する子ども版オープンキャンパス（大学講座の受講体験）。
- **義務教育学校** 62, 64, 65, 87, 89, 92, 93, 94, 96, 173
 平成28（2016）年度に新たに制度化され、小学校課程から中学校課程の9年間の義務教育を一貫して行う学校。修業年限が9年であること、一人の校長の下に一つの教職員の組織であることなどにおいて、小学校や中学校と異なる点や特徴がある。
- **機能別消防団員** 170, 215
 能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加をする消防団員。本市では、大規模災害時に事業所の重機や特殊車両を活用し倒壊家屋、土砂災害の救出に対応する「事業所団員」、避難所の設営や防火防災啓発活動を行う「大学生団員」、元消防団員の「O B 団員」、市役所近辺で発生した災害に出動する「市役所団員」から構成されている。
- **キャリア教育** 93
 社会性や勤労観、職業観など、将来、社会人・職業人として自立するために必要な意欲や態度、能力を育てる教育。

- **キャリア形成** 69
自分の職業人生を自ら主体的に設計しさまざまな能力を身につけていくこと。
- **GAP【Good Agricultural Practice：農業生産工程管理】** 152
農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
- **救急医療体制** 81, 88, 89, 189, 208, 223
重症度に応じて三段階に分かれている。
一次救急医療機関：入院の必要がなく外来で対応しうる帰宅可能な患者へ対応する医療機関
二次救急医療機関：入院治療や手術を必要とする患者へ対応する医療機関
三次救急医療機関：入院治療や手術を必要とする、より重症な救急患者に対応する医療機関。
- **救急救命士** 170, 171
救急救命士国家資格を取得した救急隊員。緊急性の高い病人やけが人に対し、救急現場および救急車内において医師の具体的な指示のもと、静脈路確保（輸液の処置）や薬剤（アドレナリン、ブドウ糖溶液）の投与、気管挿管などができる。
- **給水区域** 128, 129
水道事業が事業を展開し、住民が給水サービスを受けられる地域のこと。
- **狭あい** 58, 123, 219, 222
狭くゆとりのないこと。
- **共助** 40, 166, 182, 201
地域の人達や団体、事業者が助け合って守ること。
- **行政テレビ** 54, 55, 99, 192, 232
テレビ小山放送（ケーブルテレビ）内の行政情報チャンネルのこと。
- **協働** 10, 15, 19, 22, 25, 28, 30, 37, 54, 55, 56, 58, 59, 68, 69, 75, 76, 92, 93, 100, 102, 106, 107, 112, 114, 115, 117, 119, 122, 137, 148, 150, 151, 166, 189, 201, 207
異なる立場のものが、それぞれの特性を認め合い、生かしながら、対等の立場で共通の目的である問題解決に向けて協力する関係。
- **居住誘導区域** 111, 113
都市再生特別措置法に基づき作成された立地適正化計画において、一定のエリアにおいて、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導し、人口密度を維持する区域。
- **区域区分** 111, 112
都市計画法に定められた、無秩序な市街地を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域のエリアに区分する制度。
- **グラウンドワーク** 15, 56, 57
地域住民、企業、行政の協働による地域の環境保全・改善活動のこと。
- **グローバル** 22, 24, 41, 92, 93, 98, 102
「世界的な」や「全体的な」という意味。
- **ケアンズ市** 62
オーストラリア大陸の北東岸にあるクイーンズランド州の北部に位置し、市の面積は1,687平方キロメートル、人口は約16.5万人の都市（2018年現在）。北西は「世界最古の森」と呼ばれる熱帯雨林、東は、世界最大のサンゴ礁地帯であるグレート・バリア・リーフに囲まれ、観光地として知られている。本市は、平成18（2006）年ケアンズ市と、姉妹都市盟約に調印を行った。
- **景観重要建造物・樹木** 114
良好な景観の形成にあたって、地域の景観づくりに大きな役割を果たす建築物や樹木のうち、特に重要で積極的に保全・活用が必要であるとして、景観法に基づき指定する建築物および樹木。
- **景観重要公共施設等** 114
良好な景観の形成にあたって、特に重要な地域の核として親しまれている公共施設（道路・公園・河川等）のうち、景観法に基づき指定する公共施設。
- **経常経費** 76
地方公共団体の歳出のうち、毎年決まって支出する費用のこと。人件費、公共施設の維持補修費、扶助費、公債費などがある。
- **下水道** 21, 130, 131, 208, 220
公共下水道、農業集落排水、浄化槽などトイレの水洗化や公共用水域（河川、湖沼、用水路など）の水質保全を目的として、生活排水などを集め処理する施設のほか、都市下水路も含まれる。
- **ゲリラ豪雨** 131
大気的不安定な状態により突発的に起こる局地的な大雨。

- **健康医療介護総合支援センター** 14
新小山市民病院を核とした、健康づくり・保健・医療・介護等の拠点施設。
- **健康格差** 188
地域や職業、経済力、世帯構成等の社会経済的要因による健康状態や生活習慣の差に伴う、健康と医療の質の格差のこと。
- **健康寿命** 106, 180, 188
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
- **健康推進員** 14, 189, 191
保健予防並びに健康推進を地域で推進するため、身近な地域での健康推進事業の普及など、地域の実態に応じた健康づくり活動を行う、各自治会から推薦され、市長が委嘱した市民。市内を6支部に分けて活動を展開する。
- **健康都市おやまプラン21** 188
健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」で、国の「健康日本21」（国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）の地方計画として位置づけられている。市民の健康づくりを総合的に推進するための基本となる計画。
- **「健康都市おやま」推進サポーターの会** 189
「健康都市おやまプラン21」の推進に向けて積極的にPR活動等を行う団体で、市民及び関係課の行政協力員から構成される。
- **健診異常値放置者** 192, 193
特定健診の結果、医療機関受診勧奨判定値以上（血圧・血糖・脂質異常・腎機能等）と判定され、その後、医療機関受診のない（生活習慣病に関するレセプトのない）方。
- **公園愛護里親会** 151
公園の近隣住民が、自ら身近な公園の清掃や除草をし、公園を美しく保つために協力する地域の組織をいう。
- **後期高齢者** 188, 192, 193
75歳以上の高齢者のこと。
- **高機能消防指令センター** 171, 214
火災、救急、救助などの119番通報の受付から各隊への出動指令、無線通信などによる情報伝達、関係機関への情報提供などを行う。災害種別や発生場所に応じ、自動で直近の出動車両を選定する機能や、地図検索装置を搭載し、迅速で的確な指令管制業務を行うため、高度にIT化された拠点施設。
- **公共下水道** 130, 131, 162, 168, 220, 236, 237
主に市街地における下水を排除し、処理するために公共自治体が管理する下水道で終末処理場を有するものや、2以上の市町村にまたがる流域下水道に接続するもの。また、降水による地表水を流すための雨水幹線も含まれる。
- **合計特殊出生率** 88
女性が一生のうちに何人産むのかを計るための指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。
- **高次脳機能障がい** 185
交通事故による頭部外傷や脳血管疾患などにより、脳に損傷を受け、運動機能や感覚機能だけでなく、言語、思考、記憶、行為、学習、注意など高次の精神機能の低下や喪失が生じる障がいのこと。
- **公助** 40, 166, 182, 201
市役所や消防・警察などの公的支援のこと。
- **交通結節点** 111, 121
鉄道やバス、自転車、自家用車などの複数の交通手段をつなぐための乗り換え・乗継施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などが挙げられる。
- **高度救命処置用資器材** 171
救急救命士を含む救急隊員による応急処置を行う際に使用する資器材の総称。口から気管内に挿入する気管挿管チューブや、点滴を行うために必要な輸液製剤や針、血液中の酸素濃度を測定する血中酸素飽和度測定器、AED（自動体外式除細動器）、心電計などがあり、一部は救急救命士にのみその使用が許されている。
- **コウノトリ・トキの野生復帰** 146, 147
コウノトリは、国の特別天然記念物に指定されている大型・白色の鳥。トキは、同じく国の特別天然記念物に指定されている大型で、頭部が赤、体が白、羽の下面が桃橙色の鳥。いずれも日本では野生における姿が消えたが、豊かな生態系の象徴として、多様な生物が生息できる環境づくりなど野生復帰の取組が、それぞれ兵庫県豊岡盆地、新潟県佐渡市において進められている。

- **公募設置管理制度（通称：Park-PFI制度）** 150
飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
- **合理的配慮** 184
障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合に負担になり過ぎない範囲での、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。
- **交流人口** 58, 83, 106, 107, 114, 120, 136, 139, 147
その地域に訪れる人々のこと。
- **高齢化率** 178
65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
- **高齢者サポートセンター** 181, 187, 226
介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える中核機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、地域包括ケア体制整備、虐待防止・権利擁護事業等を行う地域包括支援センターの通称名。
- **コーディネート（コーディネーター）** 57, 205, 206, 210, 241
各部を調整し、全体をまとめること。コーディネーターは、いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる者。
- **互助輸送** 121, 234
有償の運送を対象とする道路運送法の適用範囲外となる無償輸送（ボランティア輸送）。
- **個人番号カード（マイナンバーカード）** 75, 76, 77
個人の識別番号として住民に指定される12桁の番号。通称はマイナンバー（個人番号）。個人番号カードは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など様々なサービスを利用できる。
- **コスト** 24, 74, 75, 92, 94, 122
事業に必要な費用。
- **固定的性別役割分担意識** 70
男女を問わず、能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」などのように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
- **子ども家庭総合支援拠点整備事業** 90
児童虐待を防止するために、子どもとその家庭及び妊産婦を対象として、専門的な相談や必要な調査、訪問等による継続的な支援を中心として担う組織体制を整備する事業。
- **コミュニティ** 13, 23, 34, 37, 57, 60, 61, 82, 83, 99, 118, 126, 181, 182, 201, 205, 206, 210, 219, 238
一定の地域において、風俗・習慣・自治等で深い結びつきを持つ人々による共同体。本計画においては、最も身近なコミュニティである自治会を中心とし、地域での助け合いの関係づくりや地域をよりよくする活動を担う共同体を特に「地域コミュニティ」としている。
- **コミュニティFM** 54, 192, 232
市区町村単位の地域を対象として制度化された半径10～20km程度の範囲を受信エリアとする地域限定のラジオ放送局。地域に密着した放送局であることから地域の特色を生かした番組による情報提供や災害対応などで、大きな役割を果たすことが期待されている。
- **コミュニティ活動** 60, 61
コミュニティ構成員が話し合いなどを通じて協力し合い、地域における課題・問題の解決や連帯を深めるために、自主的に取り組む活動。
- **コミュニティ施設** 61, 99, 213
地域コミュニティが、コミュニティ活動に用いるための施設。地域自治会の公民館、及び本市が整備した公民館並びに市民交流センターが該当する。本市が整備した施設は、行政の出張所や図書室等の機能を併せ持った、地域の基幹施設として機能している。
- **コミュニティ・スクール** 92, 93
学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

- コミュニティバス 12, 21, 23, 119, 120, 121, 234
交通事業者による独立採算で運行するバスとは異なり、交通空白地域の解消などを図るため、市町村などが主体的に計画し、交通事業者が運送を行う乗合バス。本市では路線バス型とデマンドバス型の2種類がある。
- コミュニティビジネス 135
地域のニーズや課題に対応するため、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。
- コンパクトシティ 83, 110, 111, 222
都市の中心部に行政、商業、住宅など、さまざまな都市機能を集中させた形態、またはその計画。

サ行

- 災害時要援護者 185
災害の対処において、安全な場所に避難するなどの一連の行動において支援を要する者。(高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人等)
- 災害対策本部システム 167
災害時に収集した複数の情報を災害対策本部内で一元的に管理・共有するシステム。
- 災害ボランティアセンター 57, 241
災害発生時に設置され、被災者・被災地復旧復興支援のためのボランティア活動を効果的・効率的に行うための役割を担う機能。
- 再生可能エネルギー 25, 160
石油や石炭、天然ガスといった有限の化石燃料とは違い、自然界に常に存在するエネルギーで、持続的に利用でき、温室効果ガスを排出しないエネルギー。「エネルギー供給構造高度化法」施行令において、太陽・風力・水力・地熱・太陽熱・大気熱その他の自然界に存在する熱・バイオマスの7種類が規定されている。
- 在宅医療 179, 180, 181, 224
医療を受ける者の自宅等において、提供される医療のこと。
- 再犯防止 175
再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪を犯した者が犯罪をすることを防ぎ、非行少年若しくは非行少年であった者の非行をなくし又は非行少年となることを防ぐこと。
- 桜の里親 15, 122, 123, 148, 149, 151
市民等が市に桜の購入、植栽等に要する費用を寄贈し、桜を守り育てる制度。桜を生かしたまちづくりを推進し、住民参加による活力とうるおいのある市政を実現することを目的としている。
- 参画 21, 37, 54, 55, 68, 69, 87, 97, 122, 123, 152, 170, 181
単に参加するのではなく、より積極的に意思決定過程に加わること。
- 産業財産権 134, 135
知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つをいう。
- 産後ケア事業 86, 87, 190
医療機関や助産院において宿泊、通所(一日・半日)又は訪問により、助産師等の看護職から、母子の心身のケアや育児サポートが受けられる事業。
- 産前・産後サポート事業 86, 87, 190
安心して妊娠期から育児期までを過ごせる妊産婦の仲間づくりを促すとともに、不安や悩みを共有し、孤立感を解消できるよう、相談支援を行う事業。
- CIR (Coordinator for International Relations) 63
主に地方公共団体に配属され、国際交流活動に従事する。イベントの企画や通訳・翻訳等幅広い業務を行う。「国際交流員」の略。
- シェア店舗 137
一区画を複数の事業者が共有して運営する店舗。また、空いているスペースを他の事業者に貸し出すこと。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品) 192, 193
新薬の特許権の存続期間の終了後に、厚生労働省大臣の承認を受けて製造販売される医薬品であって、その有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が新薬と同一性を有すると認められる医薬品。

- ジェンダー 41, 68, 69
生物学的な性別に対する用語として、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」であり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」という。
- 市街化区域 110, 112, 116, 131, 151, 168, 236
都市計画法に定められた、都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- 市街化調整区域 110, 111, 112
都市計画法に基づき定められた、都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
- 市街地再開発事業 32, 110, 112, 113, 116, 117, 208, 220, 221
都市再開発法に定められた、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、道路等の公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備を行う事業。
- 自己有用感 92, 93
他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。
- 自主防災 166, 167, 168, 216, 238, 239
自治会等が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う団体。
- 自主防犯 174, 175, 240
「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識のもと、自治会、PTA、商店会等の警察以外の団体が行うパトロール等の防犯活動。
- 自助 40, 166, 182, 201
自分で自分と家族を守ること。
- 市税等コールセンター 74, 75, 76
市が委託した民間事業者により市税等を納めていない滞納者に対し、電話や文書により納付勧奨や催告を行う事業者。
- 指定管理者制度 125
住民サービスの向上やコストの縮減を図ることを目的として、公的施設の管理運営を、民間企業やNPOなどに指定する制度。
- 指導救命士 170
十分な実務経験を経た救急救命士のうち、指導救命士養成研修を修了し、栃木県救急・災害医療運営協議会の認定を受けた者。救急業務に携わる職員に対し、専門的知識や技術に係る教育訓練の指導を行う。
- 姉妹・友好都市 62, 63
親善や文化交流を目的として特別の関係を結んだ、異なる国の都市と都市。
本市は、ケアンズ市、本溪市、紹興市と姉妹・友好都市を締結している。
- 市民農園 13, 153
都市の住民がレクリエーション、自家消費、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花等を育てるための農園のこと。
- 下野しぼり 12, 39, 105, 154, 155
遣唐使から伝えられたといわれる揉み紙技法で、江戸時代には、「下野ちぢみ」としてその名が知られており、烏帽子や女性の結髪用紙などに用いられていた。
- 社会福祉協議会 56, 57
地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。略して社協と称される。
- 周産期 86, 87, 188, 224
出産前後の期間。妊娠22週から出生後7日未満と定義されている。
- 住宅ストック 126, 127
建設されている既存の住宅のこと。
- 集落営農組織 152, 153
集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
- 循環型社会 22, 25, 40, 81, 130, 131, 160, 161
廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる社会。

- 浄化槽 130, 131, 162, 237
水洗し尿や生活雑排水を、沈殿分離及び微生物の働きにより処理し、消毒放流する施設。水洗し尿のみを処理する単独浄化槽と、水洗し尿・台所・風呂・洗濯排水等を処理する合併処理浄化槽があるが、平成13（2001）年4月に施工された改正浄化槽法により、現在は単独処理浄化槽の新設は禁止されている。
- 小規模特認校 93
小さな学校で学びたい、学ばせたいという希望者に対して、通学区域にとらわれず、一定の条件のもと入学・転学を認めている学校。
- 紹興市 62
浙江省東北地域の中心部に位置し、市の面積は8,256平方キロメートルで、人口は約505.7万人（2019年現在）の都市。紹興酒の産地として、広く海外に知られているだけでなく、古くからシルクの産地としても有名であり、中国最大の紡績市場がある。本市は、平成21（2009）年紹興市と友好交流に関する協定書に調印を行った。
- 小中一貫教育 93, 95
小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、義務教育9年間を通した教育課程を編成し、系統的で一貫した指導や支援を行うことによって、子どもの「育ち」や「学び」の連続性を保証した教育。
- 消費生活講演会 176
市民向けに開催している講演会。これまで、消費者教育、食品表示、SNS教育に関する講座を実施した。
- 消費生活センター 176, 177
商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けている。
- 消防OAシステム 214
消防関係図書を電子化した文書データとして保存し、消防本部内全ての端末機において閲覧できるシステム。
- 情報セキュリティ 26
情報に関する機密漏洩や外部からの攻撃・侵入、改ざん等の危険を排除するための対策。
- 食育 94, 153
生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- 食生活改善推進員 14, 189, 191
生活習慣病予防のための望ましい食生活の普及、健康料理料理教室等の開催、地産地消・食育の推進を行う、養成講習を受けた方。
- 女性活躍推進 15
働く場で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため一連の施策のこと。
- 新エネルギー 40
石炭・石油等の化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電等に対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。地熱利用、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、燃料電池等がある。
- 人口減少社会 22, 23, 31, 80, 106, 182
社会において出生数よりも死亡数の方が多く、継続して人口が減少していく時期のことで、全国的に人口減少による社会への影響が懸念されている。
- スクールガード・リーダー 94
各中学区に配置して、学校安全ボランティアの指導・評価を行うとともに、ボランティアと巡回、見守り等を行う指導員制度。
- すこやか長寿プラン2021 180
本市の高齢者施策に係る総合的な事業計画。すべての高齢者を対象とした老人保健福祉計画と、介護保険や介護予防事業について定めた介護保険事業計画からなり、3年に1度見直しを行う。
- スポーツ推進委員 107
市民へスポーツを普及・推進するために、ウォーキング会等の自主事業を展開し、スポーツに触れる機会を作り、スポーツ活動に対する理解の浸透や啓発活動を行っている。また、学校や地域交流センター等でのスポーツの実技指導や助言、行政機関のスポーツイベントへの協力を行いスポーツの発展に協力している。

- **スポーツツーリズム** 14, 106, 107
スポーツを通じて市内へ人を呼び込み、交流人口を拡大させるとともに、渡良瀬遊水地、本場結城紬、小山評定等の観光資源を活用し、経済波及効果の拡大を図ること。
- **スポーツ都市宣言** 14, 106
市民ひとり1スポーツを推進し、生涯にわたって、スポーツに親しみ、スポーツを愛し、スポーツを通じて、体力の向上と健康の増進を図るとともに、市民が誇れるスポーツのまちづくりに取り組むため、平成26（2014）年6月26日に行った宣言。
- **スポーツ立市** 107
市民・学校・地域・企業・団体・行政が一体となって、様々なスポーツを推進しながら、スポーツ活動を通じた地域の活性化を目指すとともに、市民が誇れる「スポーツのまち小山」をより積極的に育んでいく姿勢を示したものの。
- **スマート農業** 152
ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、ロボット等、先端技術を活用する農業。
- **スマートフォン** 26, 76
多機能携帯電話。「スマホ」とも称される。
- **スマートフォン決済アプリ** 75, 76
スマートフォンの決済アプリを利用して税金をキャッシュレスで納付する方法の一つ。
- **スライド式ラック** 124
混雑時に空いているラックに自転車を駐輪する場合、すでに駐輪してある自転車を左右にスライドさせてスペースを作り、自転車をラックに乗せる仕様。従来の固定式ラックよりも角度が緩く使用しやすい。
- **3R（スリーアール）** 81, 158
Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：ごみにしないで再使用する）、Recycle（リサイクル：ごみを資源として再生する）の3つの英語の頭文字を表した環境に配慮した取組の考え方。
- **生活支援** 60, 96, 178, 180, 181, 183, 209, 224, 240, 241
一般的に、調理や買い物、洗濯、見守り、安否確認、外出支援、社会参加支援活動、日常的な困りごと支援など。
- **生活支援サービスの基盤整備** 181
一人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者の増加に対応した、家事援助や見守り・安否確認・移動支援など、多様な生活支援サービスを提供するための基盤を整備する事業。
- **生活習慣病** 188, 192, 193
心臓病・高血圧症・糖尿病・がん・脂質異常症など、不適切な食事、運動、飲酒、喫煙などの生活習慣に起因すると考えられる病気。
- **政策・方針決定過程への女性の参画** 68, 69
議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者、審議会委員等など、施政上の方針や方策に関する決定の場合女性に参画すること。
- **生産年齢人口** 5, 23, 74, 78, 92, 134
年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。
- **性的マイノリティ（LGBT等）** 26, 66, 69
生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向が同性や両性（男女両方）に向いている人など、社会的には少数派となることから、性的マイノリティという。性的少数者またはセクシャルマイノリティといわれることもある。LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたもの。
- **成年後見制度** 181
認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、代理権等が付与された成年後見人等が財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約等）を行う制度。
- **性の多様性** 68
レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致がある者）、インターセックス（身体上の性別が不明瞭な者）など、生物学的性だけでなく、性の自己意識や性的指向による様々な性が存在していることの表現の一つ。
- **生物多様性** 11, 22, 25, 33, 40, 41, 147, 158, 159
生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子における多様性、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

- **生分解性プラスチック** 40, 162
自然界の微生物の働きにより、二酸化炭素と水に分解され、自然に還るプラスチックのこと。
- **セーフティネット** 126, 186
困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
- **潜在的待機児童数** 88
特定の保育園（所）や認定こども園（保育部分）のみ希望している場合や、育児休業を延長している場合など待機児童に含まない児童の数。
- **総合型地域スポーツクラブ** 106, 107
身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

タ行

- **ダイオキシン類** 159
人間の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラ-ジオキシン、コプラナーポリ-塩化ビフェニルの3種を規定している。
- **大学生スクールサポート事業** 93, 94, 96, 97
希望する小・中・義務教育学校等に大学生サポーターを派遣し、学習支援や部活動支援にあたることにより、児童生徒の基礎学力、技能及び意欲の向上を図るとともに、教員志望の学生の資質向上に資する。
- **待機児童** 83, 88, 89, 90
保育の必要性（就労など）の認定を受け、保育園（所）・認定こども園（保育部分）の利用の申込みがされているが、利用できず入園（所）を待っている児童。
- **滞納処分** 74, 75
税金等を滞納している人の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の財産を差し押さえて換価し、滞納になっている税金に充てる一連の手続き。
- **多言語情報配信アプリ** 62, 63
企業が開発した多言語自動翻訳機能を有するアプリ。登録されている地方公共団体の様々な情報の閲覧が可能（広報紙や生活情報等）。現在10言語に対応しており、スマートフォンだけでなく、パソコンでブラウザ版としても閲覧できる。
- **多受診者** 192
一か月に同一の医療機関に一定回数以上受診している方。
- **タブレット端末** 26
板状の携帯情報端末（コンピュータ）。
- **ため池百選** 149
ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯えられるよう人工的に造成された池のこと。ため池の多様な役割と保全の必要性について広く知ってもらうため、平成22（2010）年3月に農林水産省が「ため池百選」を選定。全国45道府県から、620地区の応募があり、本市から「羽川大沼」が選定された。
- **団塊の世代** 6, 178, 180
第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。昭和22（1947）年～昭和24（1949）年に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代。
- **男女共同参画** 10, 12, 15, 19, 21, 37, 48, 49, 68, 69, 70, 71
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
- **男女共同参画都市宣言** 15, 68
男女共同参画社会の実現に向けて、小山市が平成13（2001）年6月に行った栃木県内初となる宣言。
- **単独処理浄化槽** 130, 131
トイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽。
- **田んぼダム** 167, 230, 235
田んぼに雨水を一時貯留させ、水路や川への排水量を抑制することにより浸水被害の軽減を図るもの。

- **地域医療推進基本計画** 189
地域医療を守り育てる条例に基づき、将来にわたり安心して必要な医療を受けることができる小山市を目指し、地域医療に関する施策の総合的かつ具体的な推進を図るための指針となるもの（平成28（2016）年3月策定）。
- **地域医療を守り育てる条例** 188, 189
すべての市民が将来にわたって安心して必要な医療を受けることができるよう、地域全体で限りある資源を守り支え合う意識を醸成することが重要となることから、市、市民、医療機関及び事業者等の果たすべき責務を明らかにし、良質な医療が安定的に受けられることができる地域社会を実現することを目的とする条例（平成26（2014）年9月制定）。
- **地域完結型医療** 188, 189
身近な地域の中で、それぞれの病院等が、その特徴を生かしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談を行い、地域の医療機関全体で切れ目のない医療を提供すること。
- **地域支援事業** 181
要支援・要介護状態になることを予防するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。
- **地域周産期医療機関** 86, 87, 224
周産期に係る比較的高度な医療行為を実施する医療機関。
- **地域生活支援事業** 184
地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。
- **地域包括ケアシステム** 23, 178, 180
要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
- **地域メディカルコントロール体制** 171
地域における救急隊の病院前救護活動における応急処置等の質を保証する体制。救急隊が現場活動中に医師から直接受ける指示や指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士の病院研修等により、傷病者の救命率向上や病気やけがからの回復の可能性を高くすることを目的とする。
- **地球温暖化** 11, 21, 25, 40, 130, 158, 160, 161
二酸化炭素やメタン等、熱を放出しにくいガスの大気中濃度が上昇することにより、地球上の熱が宇宙に放出されにくくなり、地表の温度が上昇する現象のこと。
- **地区計画制度** 59, 112, 114, 115, 116, 117, 219
都市計画法第12条の4及び第12条の5に定められた、まとまりのある「地区」を対象として、建築物工作物の用途の制限、壁面の位置、建築物の色彩など、地区の特性に応じた細かい計画を定め、土地利用や建築物の規制誘導を行うことで、住みよい特徴のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。
- **畜産クラスター** 153
畜産農家をはじめ、地域の関係者（流通加工業者、農業団体、行政等）が連携してクラスター（ぶどうの房）のように一体的に連携し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。
- **地産地消** 13, 95, 152, 153
「地域生産地域消費」の略で、「地域で生産された農林産物を地域で消費する」または、「地域で必要とする農林産物は地域で生産する」こと。
- **地方創生** 2, 22, 24, 25, 27, 31, 36, 60, 82
人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会、魅力あふれる地方を創造する取組。
- **中高層共同住宅** 126, 127, 220, 221
マンションやアパートのような集合住宅のこと。一般的には地上3階以上の建物を指すが、支援策の対象となるのは地上4階以上（一部の区域は地上6階以上）の建物。
- **中心市街地の活性化** 13, 21, 23, 112, 116, 126, 127, 136
モータリゼーションの進展等を背景に空洞化が進みつつある中心市街地を、人が住み、育ち、学び、働き、交流する生活空間として活性化すること。本市では、J R小山駅を中心とする約166haの区域が対象。
- **超高齢社会** 106, 180
65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。また、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ぶ。

- **重複受診者** 192
一か月に同系の疾病を理由に複数の医療機関に受診している方。
- **定住自立圏構想** 38, 80, 81
中心市と近隣市町村が役割分担し、それぞれの地域資源を活用して連携・協力することにより、定住促進に必要な都市機能と生活機能を確保しつつ圏域全体の活性化を図ることで、魅力ある圏域を形成し、人口定住を促進する政策のこと。
- **チームティーチング** 93, 94
個に応じたきめ細やかな指導を行うため、複数の教員が協力して指導を行うこと。
- **デートDV** 69
交際中・間柄における身体的、精神的、経済的及び性的暴力のこと。
- **低未利用地** 32, 34, 116, 117, 220, 221, 222
適切な利用が図られるべき土地にもかかわらず、長期間利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称のこと。
- **デマンドバス** 121, 234
道路運送法一般旅客自動車運送事業4条乗合として認可を受け、路線を定めず区域内を旅客の需要に応じて運行するバス。本市では、区域内に居住する自宅と主要施設及び乗り継ぎ拠点間の往復もしくはは乗り継ぎ拠点と主要施設間の往復を予約に応じて運行している。
- **寺野東遺跡** 8, 11, 104, 227
縄文時代後期から晩年に及ぶ、1,000年ほどの期間をかけて形成されたと考えられる径約165mのドーナツ形をした環状盛土遺構（かんじょうもりつちいこう）や、木の実のアク抜きに利用したと考えられる縄文時代後期の水場遺構は特に注目され、縄文時代に小山で生きた人々の生活を知る上で貴重な遺跡。
- **電子商取引（Eコマース）** 136
インターネットなどのネットワークを介して契約や決済などを行う取引形態。
- **電子マネー** 82
情報通信技術を活用した、企業により提供される電子決済サービスのこと。（電子通貨）
- **東京圏** 28, 34, 39, 82, 96, 138, 229
東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の1都3県を指す。
- **同報系** 167, 232
同時に複数の拡声子局（スピーカー）に通報する無線系統。
- **道路の里親** 15, 122, 123
地域住民共有の道路について、自発的に清掃美化活動を行う個人及び企業、商店街その他の団体等が「道路の里親」として登録し、定期的に清掃、緑化活動を行う制度。
- **特殊詐欺** 174, 175
被害者に電話をかけたりメールやハガキなどを送りつけ、対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金などをだまし取る犯罪の総称。
- **特殊詐欺等被害防止対策機器** 174
自動で着信の相手方に対し録音を行う旨のメッセージが流れ、通話を録音する機能や迷惑電話番号情報を自動で登録し、登録された電話番号からの着信を自動で拒否する機能等を有する特殊詐欺被害を防止するための機器。
- **特定健康診査** 190, 192, 193
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して、生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症のリスクの有無を検査することを目的とした健康診断で、40～74歳を対象としている。通称「特定健診」「メタボ健診」とも呼ばれる。
- **特定保健指導** 188, 189, 192, 193
特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門職（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをすること。
- **特別支援教育** 93, 94
従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対して適切な教育等を行う事業。
- **特別養護老人ホーム** 181, 226
寝たきりなど、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることができない方が対象の施設。食事、入浴、排せつなどの介助、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられる施設。

- **都市基幹公園** 150
主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩等、総合的な利用に供することを目的とする都市公園、及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園のこと。(総合公園・運動公園)
- **都市機能誘導区域** 110, 111, 113, 116
都市再生特別措置法第81条に基づき作成された立地適正化計画において、福祉・医療・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域。
- **都市計画マスタープラン** 58, 59, 111, 112, 219
都市計画法第18条の2に基づき、行政が住民の意見を反映し、まちづくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めたもの。
- **都市再生特別措置法** 110
都市計画の特例や市町村への交付金、建築規制緩和、民間都市再生事業計画の認定等により、都市の再生を図ることを目的として平成14（2002）年に制定された法律。平成26（2014）年に一部が改正され、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める「立地適正化計画制度」が創設された。
- **都市のスポンジ化** 110
都市の大きさが変わらないにもかかわらず、急激に人口が減少したことによって、都市部で空き家や駐車場、空き地がスポンジの穴の如く、不規則に生じていく現象。
- **とちぎ結婚支援センター小山** 83, 86, 87
結婚を望む独身の男女に出会いの機会を提供し、より効果的・効率的な結婚支援を行うためマッチングシステムを活用し、出会いのサポートをする。（県が設置したとちぎ結婚支援センターのサテライト）
- **土地区画整理事業**
32, 110, 112, 113, 116, 117, 208, 220, 221
公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づく土地の形質の変更及び道路、公園等の公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。
- **ドメスティック・バイオレンス（DV）** 68
配偶者等の親密な関係にある、または親密な関係にあった人（事実婚、元配偶者、共同生活者を含む）からの暴力のこと。「なぐる、ける」といった身体への暴力だけでなく、「大声で怒鳴る、無視をする」といった精神的な暴力や「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力がある。
- **トライアル雇用** 141
職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成する制度であり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とするもの。
- **トレーサビリティ** 152
生産段階から最終消費段階もしくは廃棄段階まで追跡が可能な状態を言う。

ナ行

- **中久喜城跡** 104
西に連川に臨む台地上、茨城県との県境に築かれ、小山氏の東方への備えとなった城。小山義政の乱のときに見える「岩壺城」に相当すると考えられている。初めは小山氏の氏城だったが、その後結城氏の管理下に置かれた。
- **なつみずたんぼ** 147, 152
夏期に、作物を栽培していない田に水を張り、野鳥をはじめとする多様な生物の生息環境を創出する取組。
- **難病（特定疾患）** 185
治療が極めて困難で、病状も慢性に経過し、後遺症を残して社会復帰が極度に困難または不可能であり、経済的にも精神的にも負担の大きい疾病で、その上症例が少ないことから全国的規模での研究が必要な疾患。
- **ニーズ** 2, 23, 25, 26, 54, 58, 75, 76, 82, 88, 89, 93, 98, 111, 114, 180, 181, 183, 186
市民等の要求・要望・需要。

- **日常生活用具** 185
重度障がい児（者）が日常生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活ができるようにするための生活用具。
- **認知症** 178, 180, 181, 226
記憶や認識、理解、思考、判断、言語といった人の持つ知的能力（「認知」という）の障がいにより、社会生活や職業上の機能に支障をきたす状態・症状。
- **認定こども園** 83, 88, 89, 90, 225
保育園（所）及び幼稚園の機能や特徴を併せ持つ施設。
- **認定農業者** 152, 153
農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者のこと。
- **ネットワーク** 10, 12, 13, 22, 23, 25, 26, 30, 34, 39, 80, 81, 89, 106, 107, 110, 120, 122, 135, 138, 139, 150, 167, 180, 181, 186, 189, 200, 201, 205, 206, 210, 222, 224, 225, 233, 234
人間や組織のつながり、交通網、連絡体系の総称。
- **農業集落排水** 130, 131, 162, 237
農村集落のし尿・生活雑排水を対象として、農業用排水の水質保全・機能維持、農村生活環境の改善を図ることを目的として整備される汚水の排水処理施設。
- **農業の担い手** 33, 113
効率的かつ安定的な農業経営者で、認定農業者を基本とする。
- **農地中間管理機構** 153
担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、農地の中間的な受け皿になる機関のこと。
- **農地利用最適化推進委員** 153
農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための現場活動を行う者。
- **ノウハウ** 134, 152
企業の活動に必要な生産・経営・管理・技術などに関する知識・経験の情報。

- **農福連携** 185
農業分野と福祉分野が連携することで、農業の担い手不足の解消、耕作放棄地の解消、障がい者の自立支援、高齢者の生きがい創出を目指し、農業と福祉の課題の解決を図ること。

八行

- **パートナーシップ** 25, 41, 99
協力関係のこと。また、共同して事業を営む組織。
- **パープルリボン運動** 69, 71
女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを身につけることにより、暴力の下に身を置いている被害者に対して一人ではないことを伝え、励ますとともに、女性に対する暴力の根絶を訴える運動。
- **バイオマス** 130, 161
生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には、生物から生まれた有機性の資源で、エネルギーや物質に再利用可能なもの（石油、石炭等の化石資源は除く）のこと。間伐材や木くず、動物の排泄物、食品廃棄物、農産物加工残さ等がある。
- **配水管** 128, 129, 219, 221
給水区域に布設され、配水池からご家庭の前まで浄水を送り届ける管のこと。
- **バイスタンダー** 171
救急現場に居合わせた人。たとえば発見者・同伴者等をいう。
- **ハザードマップ** 235, 239
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
- **HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析重要管理点）** 135
HACCPによる衛生管理は、各原料の受入から製造、製品の出荷までのすべての工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき管理する方法。
- **発達障がい** 185
自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

- **ハラスメント** 68, 69
 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、または脅威を与えること。セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠期に対する嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（上司などからの嫌がらせ）などがある。
- **バリアフリー** 114, 116, 120, 121, 123, 150, 151, 183, 185, 221, 234
 高齢者や障がい者が社会生活をしていく上で、障壁（物理的・社会的等）となるものを除去する考え方。道や床の段差をなくしたり、階段の代わりに緩やかなスロープを作ったりすること。
- **犯罪被害者等** 174, 175
 犯罪やそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者及びその家族又は遺族。
- **犯罪被害者等支援条例** 174, 175
 犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に制定。
- **伴侶動物** 40, 158
 従来は「ペット」と呼ばれていたが、人と生活を共にし、家族や友達と同様に位置付けられた動物を表す言葉。人と長い歴史を共に暮らし、獣医学、習性や行動、人と動物の共通感染症が解明されている動物で、代表的な動物としては犬と猫があり、「コンパニオンアニマル」ともいう。
- **被害者支援センターとちぎ** 174, 175
 犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とする民間被害者支援団体。
- **避難行動要支援者** 183, 241
 高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児・日本語を解さない外国人等、災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合に、自ら安全な場所に避難することが困難なため支援を要する者。
- **琵琶塚古墳** 8, 11, 93, 104, 105, 138, 228
 6世紀前半に小山市北西部飯塚地区に築かれた前方後円墳。墳長124.8mは、県内最大級の規模を誇る。前方部は2段、後円部は3段に築かれ、周囲には幅20mを超える2重の周溝がめぐる。その大きさから、当時の下毛国首長の墓と考えられている。
- **フェイスブック【Facebook】** 232
 インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の1つ。
- **福祉的就労** 185
 授産施設や小規模作業所等の施設における生産活動に参加することを目的として行う就労のこと。施設と障がいのある利用者の間での雇用関係はない。
- **ふゆみずたんぼ** 152
 冬に田に水を張り、生き物の生息場所を確保するとともに、農薬や化学肥料を使用せずに行う稲作のこと。切株等が分解して有機物の層「トロトロ層」が形成され、抑草効果と施肥効果が期待できる。
- **ふるさと納税** 76, 77, 82
 納税者が、ふるさとや任意の地方自治体に寄付することによって地方団体の取組を応援し支え合う仕組みのこと。原則、確定申告を行うことで寄付金額の一部が所得税及び住民税から控除される制度。
- **平和都市宣言** 10, 15, 64
 我が国が世界唯一の被爆国として、再び地球上に広島・長崎の惨禍が繰り返されることのないことを願い、本市において、核兵器の廃絶と恒久平和の達成に努力することを決意し、平成4（1992）年7月1日に行った宣言。
- **ヘルスプロモーション** 188
 WHO（世界保健機構）では「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。どんな健康レベルであっても誰もが豊かな人生を送れるよう、従来の個人の能力向上へのアプローチに加え、健康を支援するための環境づくりを様々な分野と連携して行うこと。
- **放課後児童健全育成事業** 90
 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊びと生活の場を与えてその健全育成を図る事業。

- **防災士** 167, 168, 169, 238, 239
防災に関する知識・技能を養成講座にて習得し、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が実施する資格取得試験に合格し、認証された人。
- **防災広場（防災ヤード）** 166, 167, 168, 236
水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するもの。
- **防犯協会** 174, 175, 240
防犯思想・知識の普及、覚せい剤等薬物乱用防止、風俗環境の浄化、暴力団排除などの活動を行っている団体。
- **母子健康包括支援センター** 86, 87, 190, 225
妊産婦や乳幼児に対し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、各種相談に応じ、必要に応じてサービス調整等の支援を行う拠点。
- **補装具** 185
障がい者が、身体の欠損又は失われた身体機能を補い、日常生活や職業生活をしやすいように身につけるもの。代表的なものに補聴器や車いす、義肢等がある。
- **ボランティア** 10, 12, 15, 22, 25, 56, 57, 63, 69, 94, 97, 100, 121, 137, 158, 181, 189, 209, 215, 240, 241
自発的、自由な意志・発想によって、不特定多数の利益のために無償で活動をする人、またはその活動。
- **ボランティアコーディネート、ボランティアコーディネーター** 57, 241
ボランティアを必要とする人と、ボランティアをしたい人との結びつける・マッチングすることをボランティアコーディネートと言い、これを行う方をボランティアコーディネーターと呼ぶ。
- **本溪市** 62
遼寧省中部に位置し、市の面積は8,420平方キロメートルで、人口は約144.5万人（2019年現在）の都市。鉄鋼の町として有名で、国の重要な原材料の工業地帯となっている。工業都市が集中する一方で、四方が山に囲まれ、太子河という河川が町を流れている自然に恵まれた土地となっている。本市は、平成6（1994）年本溪市と友好交流に関する協定書の調印を行った。

マ行

- **Ma a S【Mobility as a Service】** 121
マイカーという魅力的な移動手段と同等か、それ以上に魅力的なモビリティサービスを提供し、持続可能な社会を構築していこうという価値観やライフスタイルを創出していく概念。
- **まちの駅** 13, 136, 137
全国まちの駅連絡協議会の商標登録。公共・民間を問わず、広く人々が利用することができる施設であり、トイレ・休憩場所等を来訪者に提供するもの。
- **間々田ひも（紐）** 12, 39, 105, 154, 155
大正時代中期、小山市間々田の渡辺浅市氏が奈良時代から受け継がれた技術に創意工夫を凝らして創案した組紐。草木染の絹糸を丹念に手仕事で組み上げたもので、帯締めや羽織紐に最適と、東京や京都で人気を博している。また、栃木県伝統工芸品にも指定されている。
- **摩利支天塚古墳** 8, 11, 104, 105, 138, 227, 228
5世紀末から6世紀初頭、琵琶塚古墳の南方200mに築かれた前方後円墳。墳長は120mで県内最大級の規模を持つ。思川・姿川の合流地点付近に最初に築かれた首長墓と考えられている。
- **マルチコピー機** 76, 77
コピーの他、プリンター、ファクシミリ、デジカメのプリントアウトなど、多様な機能を有するコピー機で、コンビニ交付においては各種証明書の発行も可能なコピー機。キオスク端末とも呼ばれる。
- **マンホールトイレ** 167
災害時に、公共下水道管路のマンホール上に簡易トイレを乗せて活用する仮設トイレ。
- **ミズベリング** 148
水辺に興味を持つ市民や企業、行政が三位一体となり、持続可能な水辺の未来に向けて、新しい水辺の活用の可能性を切り開くための、官民一体の協働プロジェクト。
- **緑とあかりの里親** 122, 123
「道路の里親」制度の一環として、市と協働による緑地帯の美化活動ならびに道路照明灯の故障や球切れなどを通報していただく企業、商店その他の団体等を里親として募集し、良好な道路環境を確保しようとする事業。

- **メタボリックシンドローム** 189, 190
内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などの様々な病気を引き起こしやすい状態のこと。
- **モビリティ・マネジメント** 121
一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
- **モラル** 158
道徳・倫理・良識のことを指す。本市でも、ごみのポイ捨て、犬のフンの放置などがみられ、環境へのモラル向上が求められている。

ヤ行

- **友愛サロン** 178
高齢者の閉じこもりや寝たきり予防等を図るため、身近な地域の居場所に集い、仲間とふれあう交流の場。
- **結城紬** 10, 12, 39, 83, 93, 104, 105, 138, 139, 154, 155
東部絹地区と茨城県結城市を中心に作られている絹織物で、伝統的な手工芸による製品が今も制作されている。その技術は国内外から高く評価され、平成22（2010）年、ユネスコ無形文化遺産に指定された。
- **ユニバーサルデザイン** 122, 183, 184, 185
性別や年齢、身体機能に関わらず全ての人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。
- **ユネスコ無形文化遺産** 10, 12, 39, 138, 154
ユネスコが認定する、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。
- **容器リサイクル法** 162
容器包装廃棄物の排出を抑制し、分別収集による容器包装廃棄物の再商品化（再資源化、再生利用など）を促進することにより、廃棄物全体の減量と有効利用、環境保全を図るために定められた法律で、国や地方公共団体、事業者・消費者の役割と責務を規定している。
（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

- **用途地域** 112
都市計画法に定められた、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
 - **予防技術資格者** 170
建物や危険物施設を設置・改修する場合の位置、構造や、消火器、誘導灯などの消防用設備等が法律に違反していないかを審査したり、既に設置されている消防用設備等が適切に維持管理されているかを立入検査・改善指導する業務を的確に行うため、国が行う検定試験に合格した火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する職員。
 - **予防保全** 92, 123, 126, 130, 218, 237
機械や設備を継続的かつ定期的に稼働させるため、保全計画を立て計画的に点検により保全作業を行うことで、不具合の発生や性能的低下を未然に防ぐ方法。
- ## ラ行
- **ライフサイクルコスト** 127
建物の設計から建設、維持管理を経て、最終的に解体されるまでに必要となる全ての費用の総額。
 - **ライフスタイル** 22, 25, 26, 60, 98, 102, 142, 158, 182
生活様式。衣・食・住をはじめ、勤務形態や娯楽なども含んだ暮らしぶり全般を指す。
 - **ライフステージ** 69, 83, 188, 189
年齢にともなって変化する生活段階をいう。人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等の段階。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
 - **ライフライン** 33, 128, 206, 209, 219, 231
電気・水道・ガスなど生活・生存に不可欠の基が供給される経路のこと。

■ ラムサール条約

4, 10, 11, 28, 33, 39, 138, 146, 147, 161

たくさんの渡り鳥が利用する湖や沼など国際的に重要な湿地や、そこに暮らすさまざまな生きものを守るための条約。昭和46（1971）年にイランの町「ラムサール」で行われた会議で作られた。渡良瀬遊水地は平成24（2012）年7月にルーマニアの首都ブカレストで開催された締約国会議（COP11）において、ラムサール条約湿地に登録された。

（正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

■ リサイクル

21, 25, 40, 81, 124, 125, 162, 163

廃棄物や不用物を回収・再生し、再資源化、再利用すること。

■ 立地基準緩和制度

112

市街化調整区域における開発行為が可能となる制度として、都市計画法に基づき、「小山市開発行為の許可基準に関する条例」で区域や建築物の用途等の基準を定めたもの。

■ 立地適正化計画

110, 111, 113, 116, 219

都市再生特別措置法第81条に基づき、コンパクトシティ形成に向けた取組の1つで、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しながら総合的な検討をした包括的なマスタープラン。

■ 緑住集落地

34

市街化調整区域において、自然環境との調和に配慮し、敷地内の緑化など美しい田園集落地の景観を創出する、緑豊かでゆとりある集落地。

■ レクリエーション

19, 21, 26, 34, 106, 107, 112, 149, 150

娯楽、余暇、レジャーなどを意味する。

■ 6次産業化

39, 152, 153

第1次産業である農林漁業に従事している者が、自身の生産した生産物をもとに、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）までを手掛ける経営形態のこと。

■ 路線バス

80, 121, 234

道路運送法一般旅客自動車運送事業4条乗合として認可を受け、路線を定めて定期に運行するバス。設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時で運行している。

■ 路面性状調査

123

道路の舗装のひび割れ等の、路面の損傷についての調査。

ワ行

■ ワークショップ

59, 115, 154

様々な立場の人が参加し、一定のルールに基づいて、一人ひとりの意見やアイデアを出し合いながら問題解決を図る手法の一つ。

■ ワーク・ライフ・バランス

22, 24, 68, 69, 86, 87, 142, 143

仕事と生活の調和。働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ 鷲城跡

11, 104

思川東岸の台地上、小山総合運動公園の北に隣接する城郭。正確な築城年代は不明だが、南北朝時代の東国最大の内乱と言われた小山義政の乱（1380～1382年）では激戦場になった。空堀と土塁によって区切られた内城と外城からなり、内城は東西約280m、南北約200mの規模で築城当時の遺構が良く残っている。

第8次小山市総合計画

市民との対話と連携・協働による
「田園環境都市 小山」を未来につなぐ
持続可能なまちづくり

発 行 小山市

<http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

企画・編集 総合政策部総合政策課

郵便番号 323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL 0285-22-9352（直通）

FAX 0285-22-9546



第8次小山市総合計画

市民との対話と連携・協働による
「田園環境都市 小山」を未来につなぐ
持続可能なまちづくり

発 行 小山市
<http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

企画・編集 総合政策部総合政策課
郵便番号 323-8686
栃木県小山市中央町1丁目1番1号
TEL 0285-22-9352（直通）
FAX 0285-22-9546

表 紙：
【最優秀賞】坂本 真由 様

※表紙及び挿絵に掲載されて
いるイラストは、「第8次
小山市総合計画表紙イラスト
募集」の入賞作品です。